

# ○生活支援型デイサービス運営事業 《高齢介護課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本サービス対象者の最大母数9,413人に対し、サービス利用者の実績は25人で、全体のわずか0.2%に留まっている。また、当該利用者1人あたりの町補助額は年間約22万6千円で、一部の利用者に対し高額の補助を行うことは、公平性の観点から問題がある。</li> <li>◇ 類似事業である一般高齢者アクティビティ教室、二次予防事業対象者アクティビティ教室と本事業とを比較した場合の、本事業サービス利用者への厚遇(昼食代の補助等)の理由が明確でない。</li> <li>◇ 類似事業は介護保険事業特別会計予算により実施されているのに対し、本事業は町一般会計予算の一般財源により実施されている。</li> <li>◇ 利用者はすべて女性であり、男性向けのプログラム設定等が不十分である。</li> <li>◇ 周知方法が民生委員の任意による声かけとなっており、本サービスを必要としている高齢者に広く公平に周知されているか疑問である。</li> </ul>				
評価結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><b>事業の方向性</b></td> <td><b>休止・廃止</b> (委員別内訳 休止・廃止:5)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本事業は、上記「事業の現状・課題」欄のとおり、公平性の観点から問題があるため、一般財源による単独の事業としては即刻廃止すべきであるが、サービス自体の存続は必要であり、また多くの高齢者のニーズに応えるためにも、需要が高い類似事業(一般高齢者アクティビティ教室、二次予防事業対象者アクティビティ教室)と統合し、介護保険事業特別会計予算により実施すべきである。</li> <li>◇ 今後の事業展開にあたっては、次の点についても検討願いたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業統合による提供メニュー・サービスの多様化</li> <li>* 年齢や身体状況に応じた段階的なプログラム内容</li> <li>* 男性向けプログラムの開発など、男性も参加しやすい事業内容</li> <li>* 限られたごく一部の高齢者に周知するのではなく、『高齢者ガイドブック』などの周知資料を対象年齢の高齢者がいる全家庭に配布するなど、周知の公平性</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	<b>事業の方向性</b>	<b>休止・廃止</b> (委員別内訳 休止・廃止:5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本事業は、上記「事業の現状・課題」欄のとおり、公平性の観点から問題があるため、一般財源による単独の事業としては即刻廃止すべきであるが、サービス自体の存続は必要であり、また多くの高齢者のニーズに応えるためにも、需要が高い類似事業(一般高齢者アクティビティ教室、二次予防事業対象者アクティビティ教室)と統合し、介護保険事業特別会計予算により実施すべきである。</li> <li>◇ 今後の事業展開にあたっては、次の点についても検討願いたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業統合による提供メニュー・サービスの多様化</li> <li>* 年齢や身体状況に応じた段階的なプログラム内容</li> <li>* 男性向けプログラムの開発など、男性も参加しやすい事業内容</li> <li>* 限られたごく一部の高齢者に周知するのではなく、『高齢者ガイドブック』などの周知資料を対象年齢の高齢者がいる全家庭に配布するなど、周知の公平性</li> </ul> </li> </ul>	
	<b>事業の方向性</b>	<b>休止・廃止</b> (委員別内訳 休止・廃止:5)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本事業は、上記「事業の現状・課題」欄のとおり、公平性の観点から問題があるため、一般財源による単独の事業としては即刻廃止すべきであるが、サービス自体の存続は必要であり、また多くの高齢者のニーズに応えるためにも、需要が高い類似事業(一般高齢者アクティビティ教室、二次予防事業対象者アクティビティ教室)と統合し、介護保険事業特別会計予算により実施すべきである。</li> <li>◇ 今後の事業展開にあたっては、次の点についても検討願いたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業統合による提供メニュー・サービスの多様化</li> <li>* 年齢や身体状況に応じた段階的なプログラム内容</li> <li>* 男性向けプログラムの開発など、男性も参加しやすい事業内容</li> <li>* 限られたごく一部の高齢者に周知するのではなく、『高齢者ガイドブック』などの周知資料を対象年齢の高齢者がいる全家庭に配布するなど、周知の公平性</li> </ul> </li> </ul>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><b>予算額</b></td> <td><b>なし</b> (委員別内訳 なし:5)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 一般財源による単独事業としての本事業については廃止とするため、「予算額 なし」とする。なお、類似事業との統合にあたっては、統合・連携により事業の効率性を高め、統合後の総予算の減額を図られたい。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<b>予算額</b>	<b>なし</b> (委員別内訳 なし:5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 一般財源による単独事業としての本事業については廃止とするため、「予算額 なし」とする。なお、類似事業との統合にあたっては、統合・連携により事業の効率性を高め、統合後の総予算の減額を図られたい。</li> </ul>		
<b>予算額</b>	<b>なし</b> (委員別内訳 なし:5)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 一般財源による単独事業としての本事業については廃止とするため、「予算額 なし」とする。なお、類似事業との統合にあたっては、統合・連携により事業の効率性を高め、統合後の総予算の減額を図られたい。</li> </ul>					

## 《生活支援型デイサービス運営事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 1つ目の質問の回答について、平成22年度から24年度の対象人数は同じ人か。

(主幹) 同じ人とは限らない。

(委員長) 目的にある「介護保険で非該当と認定された高齢者」は24年度で寒川町では何人だったのか。その内何人の人が申し込んでいるのか。さらに25人の人が24年度に申し込んでいるわけだが、そのうち、介護保険の非該当と認定されていない人達というのは何人なのか。あるいは、3年目の人は何人、2年目の人は何人。そのへんを教えてください。

(主幹) 何年目というのは、いま参考になる書類を持っていない。

(副委員長) 「介護保険で非該当と認定された高齢者」というのは、高齢者というのは65歳か70歳以上が認定を受ける介護保険の認定がいて、それから外された方というのが相当数いるのではないか。

(主幹) 相当数ではない。

(委員長) 委員の事前質問で「参加募集はどのように行っていますか」ということで、回答が「定期的な参加者募集は行っていません。民生委員や家族からのお話で」と記載されているが、今まで民生委員が「行かれたほうがいいんじゃないですか」と言ったけど、「いや、行かない」という人も結構居るとのことか。

(主幹) 女性の方は「こういうのがありますよ」と言われると「行ってみようかな」と周りから促されて行く方もいるが、男性の方のほうがそういった時に拒否をする方が多いという話を聞いている。

(委員長) 私が知りたいのは、だいたいその引きこもりがちな人は何人くらい居て、その内何人くらいがここに来ているのかを知りたい。全体中の参加率。町は、一人あたり22万6千円お金をかけている。その22万6千円が妥当かどうか。例えば「引きこもりがちな人のうち80%をこれでケアをしますよ」というのであれば、それは妥当だと思うが、5%とか10%というごく一部の人たちに22万6千円をかけているのであれば、公平性の観点から見ていかがなものか。だいたいどのくらいの人たちが対象でそのうち25人というのはどの程度の参加率なのかを知りたい。

(主管課長) 引きこもりがちな方が何人かというのは把握をしていない。全部を回らなければいけなくて、把握するのは難しいと思う。

(委員長) 例えばひとり暮らしの方というふうに限れば分かるのではないか。

(主管課長) ひとり暮らしの方というのは、包括支援センターに全部回らせている。

(委員長) 65歳以上のひとり暮らしの家を包括支援センターが全部回っているのか。

(主管課長) 70歳以上となっている。

(委員長) 70歳以上でひとり暮らし。それは何人なのか。

(主管課長) 住民登録上、一人という事で登録されている方ですが、年間1年区切って年間70歳以上で999人、ちなみに65歳以上で9千人強です。23年度から回っているが、一応70歳以上は全部回ることやっている。

(委員長) 類似事業で「一般高齢者アクティビティ教室」「二次予防事業対象者アクティビティ教室」というのがあるが、これの参加人数はどれくらいなのか。

(主管課長) これも参加人数が25人となっている。

(委員長) それは定員ですか。

(主管課長) 定員です。

(委員長) 定員が25人でそれを何回やるのか。

(主管課長) 一般高齢者が月2回行っている。

(委員長) それは通年か。

(主管課長) 6か月ごとで年2回やっている。

(委員長) それは満杯になるくらいか。

(主幹) 抽選で決めている状態である。

(委員長) 何人くらい応募が来るのか。

(主管課長) 50 前後は来ている。

(委員長) 受益者負担というか参加費はいくらか。

(主管課長) 参加費は、教材費と食事代 1 回 400 円、片道 50 円の送迎代となっている。

(委員長) 実際にかかっている金額はいくらか。

(主管課長) いまちょっと数字はわからない。

(委員長) 後ほどでけっこうなので、類似事業であるこの 2 事業についても、詳細な説明をお願いしたい。定員や月に何回やっていて、抽選の倍率など。それから参加費と実際に町が負担している金額。今すぐは出ないか。

(主管課長) 今すぐは出ないので、後日提出する。

〔後日回答〕 102 ページのとおり

(委員) 行っている場所はどこか。

(主管課長) ふれあいセンターで行っている。

(委員) 利用者 450 円と多少の徴収はあると思うが、これは予算の中に入っているか。

(主管課長) 別に貰っている。

(委員) 高齢者の集まるような、そういうアクティビティとかあるが、もっと他にも趣味の教室とか、自治会単位で何かやってるとか、いろいろ高齢者の方々が集まるというのは実際、町でどれくらいあるのか。

(主幹) 把握はできていない。健康課で行っている事業もあり、町民センター、公民館講座等あるので、全部の把握はできていない。

(委員) 自治会独自で行っているものはないのか。

(主幹) 自治会でサロンのものを開催していたり、社協でもそういった高齢者のサロンを開催している。

(委員) これは、1 日行っているのか。

(主幹) 4 時間半行っている。

(委員) 利用者の方は月に何回くらい利用しているのか。

(主幹) 週 1 回で、月に 4 回。年間で 48 日間という契約をしている。

(委員) 要支援や要介護が付いている方のデイサービスは月 1 回程度なのか。

(主幹) 介護度によって変わる。要支援で週に 1 回、2 回程度である。

(副委員長) 昼食代 250 円と書いてあるが、250 円で食べるとしたらどんなものなのか。

(主幹) 特別養護老人ホームに委託をしているが、そこで出している食事と同じような物をそこで作って持ってくる。食材費については 250 円だけでは間に合わないの、その足りない分については、町からの委託料の中に入っている。

(委員長) それはいくらなのか。だから、一人あたりいくら補助をしているから、本当は 500 円のところが 250 円とか、そういったことを教えてもらいたい。

(主幹) 後日回答する。

〔後日回答〕 102 ページ

(委員長) 結局他も一緒なのか。また一般高齢者アクティビティ教室とか二次予防とかはお昼代は出ないのか。

(主管課長) 出る。

(委員長) ではそれも同じなのか。同じ 250 円。

(主管課長) 生活支援型デイサービスは 250 円だが、一般と二次予防については、400 円もらっている。

(委員長) こちも 400 円にしたらいいのではないか。一応ひとり暮らしできる方であるならば。

(主幹) ひとり暮らしとは限らない。同居の家族の方が昼間いない、日中独居と言われているケースで、日中一人になって、外に出られない方も対象に入っているのでは、一人暮らしの方だけではない。

(委員長) 委員からの質問では、「定期的な参加者募集は行っていません」ということだが、周知はしていないのか。

(主幹) 周知はしていない。

(委員長) ホームページはどうか。

(主幹) ホームページには入れている。

(委員長) でも、募集はしていないのか。

(主幹) 一定期間を設けた募集はしていないが、こういったサービスがある、ということで随時募集という形にしている。

(委員) 人数的には、25、26人だが、今後男性の参加を増やすということは、いずれ人数を増やしていきたいという方向性なのか。

(主管課長) 現状は、一般会計でこの事業を行っているが、今後は類似事業である一般高齢者アクティビティ事業、これは介護保険の費用を使ってやっているのだが、こちらの方に吸収合併をして、もう少し大きくやろうではないかということを考えている。

(委員長) 是非、そういうことを概要説明書に書いていただきたい。

(委員) 特別会計から出るということか。そうすれば男性も入ることができるのか。

(主管課長) 経費がもう少しかかるが入れる。

(委員) 介護保険になかなか入れない人もいると思う。リハビリをしたいが、要介護がつかないので自分でやらなければいけない。だが、スポーツジムや町の施設でリハビリをするには人が付いていないから、そういう所には行けないとか。要介護、要支援が付いてない人でも、そういうちょっとした手助けが無いとできない、という方が中にはいるので、そういった方たちを対象とした事業なのか、それとも別の括りがあるのか。

(主管課長) 少し前までは、老人保健事業を行っており、そちらの方で機能訓練という事業があったが、この介護保険事業ができた段階で、その事業は廃止されている。それまでは健康課で機能回復訓練ということで、募集をかけていた。福祉事業か健康事業かというのがまたそこでいろいろと領分がありまして、役場内部の話だが、できないものですから、今は高齢介護では福祉事業ということで行っている。

(委員) 一般的に高齢者が増えてくるので、介護保険といっても行き詰まる。寒川町が一番高いとか二番に高いとか、という噂がある。

(主管課長) それは、第2回目の保険料の改定の時に間違えてことにより、第3回目の時に大幅に増になってしまった。現在は県下では真ん中くらいとなっている。

(委員) 町としての負担がだんだん窮屈になってくると思う。

(主管課長) 経費になるので、その分の割合では必ず出さなければならない事業、お金になってしまうから、高齢者が増えて、介護保険を利用すればその分増えていく。

(副委員長) 今説明を伺って、この人達も介護保険料を納めていると思うが、課長の説明ですと、一次、二次の類似事業には介護保険料を使った形の中で施策を打っていると。本事業については、福祉という立場から、福祉事業として介護保険が外れた形で税金を注ぎ込んでいる、という理解でよろしいのか。

(主管課長) はい。

(副委員長) 逆に言えば介護保険ができたのだから、それに入れ込むことも、あくまでも町の施策ですので、その一環として行うということならば、その中で行うことは可能なのか。

(主管課長) それは可能である。

(委員長) 今それを考えているのか。

(主管課長) 次期の計画改定が27年度からスタートするのだが、それには間に合わせたいと考えている。

(副委員長) 先ほど委員長からの質問にもあったが、ここで対象者が女性と男性がいると思うが、女性が何人、男性が何人というのはわかるか。

(主管課長) この生活支援型デイサービスだけは対象者が何人というのは把握できてない。実際には非該当になった方は把握できるが、民生委員が地元で相談を受けて拾ってくるという方については、全体を把握してないものなので、その報告がきていない。

(委員) 最初に、認定、非認定といいますか、ケアマネの人が入らないのか。

(主管課長) 申請には入る場合と入らない場合がある。家族が直接という場合もある。

(委員) 該当者と面接はするのか。

(主管課長) 該当者は見る。

(委員) 民生委員は立ち会わないのか。

(主管課長) 民生委員は立ち会わない。

(委員) ケアマネはどうか。

(主管課長) 通常は家族が立ち会う。

(委員) 立ち会いは家族だけ、それと役場の担当者か。

(主管課長) 介護認定の場合には専門の調査員が役場にいる。

(委員長) 一般高齢者アクティビティ教室と二次のアクティビティ教室の参加者の平均年齢とか幅とかそういうのがあったら教えてほしい。二次の方も抽選なのか。

(主管課長) 抽選になる場合もあるが、二次予防の方は、特定高齢者把握事業、これは二次予防事業把握事業ということで、アンケート調査をやった結果で「あなたは身体機能が危ない」という方に対して募集をかけている。

(副委員長) デイサービスの委託を受けているところは何人くらいで面倒を見ているのか。

(主管課長) 4人である。

(委員長) 4人で25人。

(委員) それは全部千寿会からくるのか。

(主管課長) はい。このほかに「今日は切り紙をやりましょう」というと講師の先生が来るので、それも含んでいる。

(委員長) 民生委員の人が声をかけるというが、**高齢者自身が自らを**「引きこもりがちである」とは言わない**だろう**。本当はもっと対象者がいるのだけれども、家族自体がこの制度を知らなかったら、出せないという状況があるのでは。

(主幹) 相談の電話をいただいたり、家族が申請するという方については相談の電話等で紹介をしている。

(委員) それだと、イメージ的にはあまり広くは広げないで本当に困っている人だけという感じがする。

(委員長) 本当に困っている人が使えているのであればいいのだが、本当は困っている人がいるのに、その人のところには届いていない可能性もすごくあると思う。だから、ここに行けている人は手厚く、年間22万6千円も町から補助してもらっているが、そうでない人はどうなるのかという感じはする。

《事務局から各種サービス等を紹介する『高齢者ガイドマップ』を配付》

(委員長) このガイドマップはどうしているのか。70歳以上のひとり暮らしは全員配布なのか。

(主幹) 全員配布ではない。民生委員にお願いをして、配ってもらっている。民生委員が、お年寄りのご家庭との顔つなぎ等もあるので、それで持っていくかたちをとっている。

(委員長) **民生委員による**配布もいいが、一応70歳以上には全戸配布したほうが良いのではないか。これでは周知も徹底しない。高齢者全員に行き渡るようにすれば、周知の部分では公平性が保たれると思う。

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	生活支援型デイ・サービス運営事業	体系コード	3113-05
主管課等名	高齢介護課 高齢福祉担当	事業開始年度	平成12年度

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	介護保険で非該当と認定された高齢者を対象にふれあいセンターで趣味講座・レクリエーション活動等を行い、閉じこもり防止、心身機能の維持向上や孤独感の解消を図るとともに、行動範囲の拡大と社会参加を図る。		
概要	自宅に閉じこもりがちな高齢者を対象に、趣味の講座やレクリエーション活動を中心としたデイサービス事業を行い、社会参加の場所を提供する。		
目標	参加者数	平成24年度の指標	30
		平成24年度の実績	25
効果	定員に対する参加率(%)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	83.3

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先 生活支援型デイサービス運営委託 社会福祉法人千寿会 ) ○補助金の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先 )			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	生活支援型デイサービス 運営事業事務	・業者選定のためのプレゼンテーションの実施 ・財務関係事務 ・実績報告書審査事務/月・年 ・申し込み申請書の審査 ・業者との連絡調整等  デイサービスの主なメニュー ・バイタルチェック ・趣味の活動(フラワーセラピー、アルバム作り他) ・健口体操(湘南口腔体操他) ・日常生活動作訓練(きくの郷体操等) ・レクリエーション(脳トレ、歌に合わせた手遊び他)  登録者数(7月1日現在)    26人 平均年齢                    85歳 最高齢                        96歳 最年少                        77歳	5,668	5,823
事業費・経費 計			(a) 5,668	5,823
平成24年度人件費相当額			(b) 394	平均給与額 @6,566千円 × 0.06 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 6,062	/

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な事務事業か</li> <li>事務事業のニーズは</li> <li>事務事業の公共性は</li> <li>社会環境変化</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	閉じこもりがちな高齢者にとって、外に出て体や頭を動かすことは介護予防にも繋がっており、また、仲間ができることで生きがいづくりにもなっているため、元気に在宅生活を送るための高齢者支援事業として必要である。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が実施すべき事務事業か</li> <li>町が実施しない場合の影響は</li> <li>町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	自立高齢者へのデイサービスは民間業者では行われておらず、普段自分からは積極的に出かけない対象者にとって、町事業での実施は安心して少ない費用で負担で参加できるために参加しやすい環境となっている。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の達成度</li> <li>活動内容は適切か</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	毎週決まった曜日に参加するため出かける習慣が身につく、利用者間での仲間づくりもできるため、生きがいを感じられる。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的に行われているか</li> <li>コストの削減</li> <li>実施手法</li> <li>受益者負担</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	公募による事業者の選定を行っており、内容の充実とコストの削減に努めている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		自立高齢者へのデイサービスは民間業者では行われておらず、普段自分からは積極的に出かけない対象者や引っ越されてきて近所に友達等がなく閉じこもりがちになってしまう高齢者にとって、町事業での実施は安心して少ない費用負担で参加できるために参加しやすい環境となっている。また、この事業に参加している高齢者の介護度認定者は年間4%(1名)程度で、要支援にとどまっている。		
平成25年度に向けた課題		現在、参加者は女性のみとなっているため、男性が参加しやすいプログラムや体制を整える。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		現在、参加者は女性のみとなっているため、男性が参加しやすいプログラムや体制を整える。		

## ○その他

町における類似事業	一般高齢者アクティビティ教室・二次予防事業対象者アクティビティ教室
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	藤沢市 生きがい対応型デイサービス事業、小田原市 生き生き健康事業(閉じこもり予防に関すること) 相模原市 生きがいデイサービス、三浦市 高齢者の生きがい活動支援通所サービス事業 秦野市 ミニデイサービス・生きがい型デイサービス、伊勢原市 ふれあいミニデイ(ミニサロン) 大和市 生きがい対応型デイサービス等介護予防事業、二宮町 地域ミニデイサービス 中井町 高齢者生きがい活動支援通所(デイサービス)、松田町 生きがいデイサービス 愛川町 ミニデイサービス、箱根町 高齢者等生活支援デイサービス
特記事項 (事業の沿革等)	平成5年9月1日施行 在宅老人デイ・サービス事業から平成12年4月1日現事業に移行 平成19年度上半期 週3回実施 下半期・平成20・21年度 週2回実施 平成22年度より週1回実施

## 生活支援型デイサービス運営事業 《高齢介護課》

委員氏名	確認したい内容(希望する資料)	回 答
石田 委員長	目的の「介護保険で非該当と認定された高齢者を対象」。 具体的には何歳以上？ 寒川町の対象人数は？	対象年齢 65歳以上 非該当とされた人 平成24年度 6人 平成23年度 6人 平成22年度 8人 介護保険非該当の方以外でも、閉じこもりがちな方等も利用することができます。
	1年に何回実施？	年48回開催
	1回の開催は何時から何時まで？	午前10時から午後2時30分まで 4時間30分
	老人会との棲み分けは？	自分から外に出ない、介助がないと出られないような方が対象のため、自分から積極的に外に出られるような方は老人会への加入を促しています。
	類似事業との違いは？	一般高齢者アクティビティ教室、二次予防事業対象者アクティビティ教室は同じ介護予防を目的としていますが、この2事業では、募集をかけるというよりも自ら申し込みをし、外に出て体を動かす意欲のある方々であるが、生活支援型デイサービスの対象者は、家族からの相談が主な申し込みとなっています。また、2事業は参加期間が決まっていますが、当事業は期限を決めていないため、随時申し込みを受けています。
	参加費は徴収していないのか？ 他市町村の状況は？	参加費 1回の利用につき450円 昼食代 250円 送迎代片道50円(希望者のみ) 他市町村では、300円から500円(要支援の方がデイサービスを利用したときの費用1割負担くらいを参考にしているところが多い)くらいの参加費を徴収しているところが多いが、昼食代が含まれているところや別途昼食代を徴収しているところがあります。
	比較参考値:県内市町村でやっていない所はあるのか？	介護予防として、健康体操や頭の体操、トレーニングルームの活用と各市町村いろいろな事業に取り組んでいますが、非該当や閉じこもり防止等を対象としている事業を行っているところは、県内半数くらいとなっています。
	「公募による事業者の選定」:複数の応募があったのか？	平成24年度 1事業所 平成22・23年度 2事業所
	定員は30人？	定員 30人
国・県から補助金を得ている場合は、その金額と補助率。	なし	
宮内 副委員長	少ない費用負担となっているが、金額はいくらか。また、数年の経過をききたい。	参加費 1回の利用につき450円 昼食代 250円 送迎代片道50円(希望者のみ) 当事業に移行した平成12年から参加費の変更はありません。
	参加者は女性のみとなっているが、男性参加のために現参加者の意向は伺っておられるのか。	意向は聞いてはいませんが、本事業の趣旨からすると男女関係なく参加していただきたい。



生田委員	介護保険で非該当と認定された高齢者は、寒川町に何人おられますか。	平成24年度 6人 平成23年度 6人 平成22年度 8人
	サービスを利用した場合の個人負担額は1回いくらですか。	参加費 1回の利用につき450円 昼食代 250円 送迎代片道50円(希望者のみ)
	登録者26名、平均年齢85歳で要介護認定者1名はすごい。制度周知徹底の方法は。	当事業は、参加期間を定めていないため周知方法としては、町のHP、かながわ介護情報サービスのHP、高齢者ガイドブック、民生委員、地域包括支援センター等で、家族や民生委員等からの相談を受け本人の状況を地域包括支援センターの職員に確認をしていただき、参加か否かを決めています。
吉田委員	参加者募集は、どのように行っているか。	定期的な参加者募集は行っていません。家族や民生委員等からの相談を受け本人の状況を地域包括支援センターの職員に確認をしていただき、参加か否かを決めています。
	平成22年度より、となっているが、平成24年度の参加人数は25名となっているが、平成22年度及び平成23年度の参加人数。	概要説明書に記載しています参加人数は年度末の人数を記載していますが、延べ登録者数は平成24年度 28人、平成22・23年度 26人となっています。
	参加費はあるのか。	参加費 1回の利用につき450円 昼食代 250円 送迎代片道50円(希望者のみ)

## H25.8.2 実施の外部評価委員会によるヒアリングにおいて、

### 後日回答としたものに係るまとめ 【高齢介護課】

#### 《生活支援型デイ・サービス運営事業》

○本事業の対象となる最大母数

→	H25.7.31 現在	男(人)	女(人)	計(人)
①	65歳以上の住民登録者数	4,999	5,670	10,669
②	65歳以上の介護認定者数	428	828	1,256
③	①-② 本事業の対象となり得る人数（ただし、元気な人や町内ホームにいる他市町村の介護保険適用者も含む）	4,571	4,842	9,413

○H24年度の登録者(26人)の登録初年度の別などの内訳

→登録初年度別・参加理由集計表

参加年度	人数
不明	5人
平成15年度から	2人
平成16年度から	1人
平成17年度から	1人
平成20年度から	3人
平成21年度から	5人
平成22年度から	3人
平成23年度から	2人
平成24年度参加	4人

参加理由	人数
不明	2人
独居・閉じこもりがち	6人
独居・引っ越してきてから閉じこもりがち	1人
日中独居・閉じこもりがち	8人
日中独居・引っ越してきてから閉じこもりがち	3人
友達がいないため閉じこもりがち	2人
2世帯住宅でひとり・病弱で閉じこもりがち	1人
耳が聞こえにくくなったため閉じこもりがちになった	1人
歩行に支障があるために外出が面倒になり閉じこもりがちになった	1人
外に出ることが少なくなってきたため	1人

○類似事業である一般高齢者アクティビティ教室・二次予防事業対象者アクティビティ教室との詳細な比較（経費、参加者平均年齢などの面から）

→別紙①「類似事業の比較」のとおり

○昼食費の自己負担額250円に関して、町からの支出(持ち出し)の詳細

→1食400円の昼食について、自己負担額を250円、町負担額を150円としている。

類似事業の比較

<別紙①>

生活支援デイサービス

会計	一般会計
事業の目的	介護保険で非該当と認定された高齢者を対象にふれあいセンターで趣味の講座・レクリエーション活動等を行い、閉じこもり防止心身機能の維持向上や孤独感の解消を図るとともに、行動範囲の拡大と社会参加を図る。
対象者	町内在住のおおむね65歳以上 介護認定で非該当の方、心身機能維持・向上が必要な方や自宅へ閉じこもりがちな方
募集	随時
実施回数	週1回 年間48回
実施場所	ふれあいセンター
利用料	1回450円 昼食代250円(町150円負担) 送迎代片道50円(希望者のみ)
内容	健康チェック、生活指導(趣味・制作活動、音楽療法)、健口体操(湘南口腔体操等)、日常生活動作訓練(きくの郷体操、盆踊り等)、脳トレーニング(計算、漢字等)等
参加者年齢	平均年齢 85歳 最高齢 96歳 最年少 77歳(平成25年7月1日現在)

一般高齢者アクティビティ教室(一次予防事業通所型介護予防事業)

会計	介護保険特別会計
事業の目的	運動器の機能向上及び認知症予防プログラムを中心に口腔機能の向上、栄養改善プログラムを併せて実施することで、高齢者が出来る限り要介護状態等になることなく健康で生き生きとした生活を送れるよう支援する。
対象者	町内在住の65歳以上の高齢者で要支援・要介護認定者ではない方(加齢に伴う老いを感じ、自らその防止策を行おうとしている人)
募集	年2回(3月・9月) 定員 各25名
実施回数	年2クール 2コース(住所により南地区コース、北地区コース)
	第1クール(4月～9月) 第2クール(10月～3月)
	両クールとも 月2回開催 全12回開催
実施場所	寒川町健康管理センター
利用料	教材費1クール3,000円 昼食代1回につき400円 送迎代 片道50円(希望者のみ)
内容	健康チェック、運動機能向上(有酸素運動、ボール・チューブ運動等)、湘南口腔体操 認知症予防(回想法、音楽療法、脳トレ等)他
参加者年齢	平均年齢 78歳 最高齢 89歳 最年少 65歳(平成24年度実績)

健康つみたて教室(二次予防事業対象者アクティビティ教室)

会計	介護保険特別会計
事業の目的	運動器の機能向上、口腔機能の維持向上、栄養改善、閉じこもり・うつ・認知症予防等のための事業を一体的に実施することで、高齢者が出来る限り要介護状態等になることなく健康で生き生きとした生活を送れるよう支援する。
対象者	町内在住・65歳以上で平成25年度二次予防事業の対象者(アンケート調査の基本チェックにより、心身の生活機能に低下が見られ、対象者とされた方に案内状を出す。)
募集	年3回(5・8・12月) 定員 各25名
実施回数	年3クール 3ヶ月を1クール 月4回開催 全12回開催
実施場所	特別養護老人ホームきくの郷
利用料	昼食代400円 送迎代片道50円(希望者のみ) 教材費実費
内容	健康チェック、運動機能向上(全体体操、ボールトレーニング等)、口腔ケアプログラム(湘南口腔体操等)、閉じこもり・認知症・うつ予防(回想法、音楽療法等)他
参加者年齢	平均年齢 81歳 最高齢 98歳 最年少 66歳(平成24年度実績)

○はり・灸・マッサージ治療扶助事業 《高齢介護課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 開始から既に36年が経過している事業である。開始当初にはそれなりの意義があったと思われるが、要介護度4又は5の高齢者を在宅介護している家族と75歳以上の高齢者に対し、健康維持及び増進を目的として、はり・灸・マッサージの3種のみを補助対象としている本制度は、現在の多様化した利用者のニーズに合致していないと思われる。</li> <li>◇ 利用対象者の最大母数3,995人に対し、利用者数は409人(うち、在宅介護している家族の利用は3人のみ)で全体の10.2%に留まっており、少数の利用者に補助を行っているという現状は、公平性の観点から問題がある。また、町民の健康維持及び増進という観点からすると、費用対効果が非常に低いと言える。</li> <li>◇ 神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金を得ているとはいえ、平成24年度の町負担は総事業費の5割を越え、約174万円を支出している。また、利用者に関し、所得制限などは設けていない。</li> <li>◇ 近隣自治体においても、近年、同事業を廃止しているところが多い。</li> </ul>	
評価結果	<p><b>事業の方向性</b></p>	<p><b>休止・廃止</b> (委員別内訳 休止・廃止:3、抜本的見直し:1、要改善:1)</p>
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ はり・灸・マッサージの3種のみを補助対象としていること、また、利用者数が対象者数のわずか10%であることから、即刻廃止とすべきである。</li> </ul> <p>《補助意見: 抜本的見直し》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 一部高齢者の経済的負担軽減として利用されている本事業は、妥当性に欠けるため、抜本的に見直す必要がある。補助対象者を在宅介護している家族に限定するなどの制度改正を行い、制度周知に努力されたい。ただし、この制度改正により神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金が受けられなくなる場合、又は制度改正後に周知を徹底しても利用率が上がらない場合には、廃止が妥当である。</li> </ul> <p>《補助意見: 要改善》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業開始から36年経過していることを踏まえて、町民の要望に応える事業展開に関する検討が必要。また、利用率が低い在宅介護者への周知徹底を図られたい。</li> </ul>	
評価結果	<p><b>予算額</b></p>	<p><b>なし</b> (委員別内訳 なし:3、減額:2)</p>
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業を廃止することによる「予算額 なし」が望ましいが、即時廃止が難しいようであれば、廃止に向けた段階的措置を検討し、減額とすべきである。</li> </ul>	

## 《はり・灸・マッサージ治療扶助事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員) 対象が75歳以上であるなら私も貰えるのか。制度があるのを知らなかった。周知はどうしているのか。

(主管課長) 広報に掲載している。

(委員) 広報だけか。

(主管課長) 個人個人に郵送等は行ってない。広報またはホームページで周知している。

(委員長) この制度は、昭和52年度開始なので既得権化しているのではないか。最初は意味があったかもしれないが、例えばこれが構想日本の事業仕分けであれば、ほとんど廃止にされてしまう。何故なら配布対象が3,995人だが、申請がその内の10.2%なので、あまりにも不公平である。公平性の観点から適正といえない。また、昭和52年当時は、はり・灸・マッサージしかなかったかもしれないが、現在ならもっとメニューがあつていい。はり・灸・マッサージ屋の産業支援のような形になってしまっている。リフレッシュしてもらうためや、元気になってもらうためなのであれば、現在では、はり・灸・マッサージ以外の他の選択肢がたくさんある。かなりの自治体が昭和52年頃にこの制度を始めた。しかし段々少なくなってきた。神奈川県内33市町村のうち実施していないのが14市町村、さらにここ数年で廃止したのが5市町ある。流れ的には廃止の方向に進んでいると思うが、主管課はどう考えているのか。個人的な考えでも構わないので教えてもらいたい。

(主管課長) 難しいところですが、私も年寄りがいなければ止めても構わないと思うが、お袋や親父がいて、たまに行こうかいうときにこの券があると、もらってきたよって話になるので、それは難しいです。今まであったのに役場は辞めてしまったのかという話になる。中々難しいところだと思っている。ですから12枚出している自治体もあるし、3枚しか出していない自治体もあるが、前回2枚減らしたときにも色々なところから苦情が入り、今回制度を仰いで年齢を引き上げて4枚にしたという形になっている。

(委員長) 対象が、はり・灸・マッサージというのはあまりにも限定されすぎだと思う。

(副委員長) 平成24年度409人申請者がいましたが、券を発行した人数は何人ですか。

(主管課長) 発行した人数も409人です。

(副委員長) 申請すれば全員貰えるということか。

(主管課長) 全員貰える。

(副委員長) この制度に該当する人は3,995人いますが、その該当者が全員手を挙げてきたらどうするのか。ある程度予算の範囲内でやろうとすれば、当然振り落としをかけると思うが。

(主管課長) 振り落としはしないで補正等で対応する。

(委員長) はり・灸・マッサージを受ける場所は、登録すれば良いとのことだが、全国どこでもいいのか。

(主管課長) 町内に限る。

(委員長) だとすると、やはりニーズに合っていないと思う。例えば、はり・灸・マッサージで1万円出しても、効果があるところに行きたいという人であれば、川崎なり横浜なり遠方にも行くと思う。たとえ周知を徹底したとしても10%しか利用されないかもしれない。もし、国庫補助がないのであれば、もっとたくさんの市町村が止めていると思う。

(主管課長) 単独で行っているところもありますし、この制度を利用してる所もある。

(委員長) 国庫補助が46.2%入っているが、この制度を止めたら今入っている国庫補助は違う事業で使えるのか。

(主管課長) 他のメニューに入ることは出来ますし、申請をしなければ他の団体にいつてしまう。

(委員長) 国庫補助を要望出来るメニューの中で、他に該当するものはないのか。

(主幹) 高齢介護課で申請しているのは、敬老会事業となっている。敬老会事業については、後期高齢者分を、こちらの補助の申請をして補助をもらっている。

(委員長) はり・灸・マッサージの補助を止めたら、敬老会事業の方に補助はまわるのか。

(主管課長) 敬老会の予算が少ないので、その部分の所にしか入らない。

(委員長) 少しは上積みされるのか。

(主幹) 敬老会事業の補助は、ほとんど満額に近いのでそんなに変わらないと思う。

(委員) 寒川町の中で、このはり・灸・マッサージを受けられる場所は何カ所あるのか。

(主幹) 15カ所ある。

(委員長) 1回受けるのにいくらぐらいするのか。

(主幹) それは定めていない。前は3,000円としていたが、今3,000円だと項目が少なく、来た方がいろんな項目を複合してやることが出来ないで、そのメニューにしないでほしいという要望があった。

(委員長) もしかすると、4枚綴りで1万円で、1回で一気に使うことも可能なのか。

(主幹) それは出来ませんということを町からは言っている。ただ、実際どうかはわからない。

(委員長) ここ数年で廃止した市町を教えてください。

(主幹) 24年度で終了したのが平塚市、23年度で終了したのが綾瀬市、あと終了年度が分からないが二宮町・座間市・伊勢原市となっている。

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	はり・灸・マッサージ治療扶助事業	体系コード	3224-06
主管課等名	高齢介護課 高齢福祉担当	事業開始年度	昭和52年度

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	毎年4月1日現在町内に1年以上在住の75歳以上の方及び、要介護認定で要介護度4又は5と認定された方を在宅で看護している家族が、はり・灸・マッサージの施術を受けることにより、高齢者等の健康維持・増進を図る。		
概要	75歳以上の高齢者や要介護4又は5と認定された方を在宅で介護している家族に、健康維持・増進や介護予防等を図るため、はり・灸・マッサージ券を交付するとともに、制度周知についてのPRを行う。		
目標	制度周知方法数	平成24年度の指標	5
		平成24年度の実績	4
効果	マッサージ券申請者数(人)	平成24年度の指標	380
		平成24年度の実績	409

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	<input type="checkbox"/> 委託業務の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先) _____ ) <input type="checkbox"/> 補助金の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先) _____ )			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	はり・灸・マッサージ等受療券交付事務	本町に1年以上居住している75歳以上の高齢者及び在宅で要介護4・5の高齢者を介護している家族に対し受療券を年間4枚支給する。町は、受療券1枚に対し2,500円負担する。 ・施術業者新規申請、継続確認申請受付 ・申請書の受付・審査・受療券交付事務 ・四半期ごとの町負担分支払い事務 ・補助金(後期高齢者医療制度補助金)の申請・実績報告書等の作成事務	3,233	3,840
	事業費・経費 計		(a) 3,233	3,840
	平成24年度人件費相当額		(b) 525	平均給与額 @6,566千円 × 0.08 人
本事業・経費に係る費用の計		(a)+(b) 3,758	/	

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点	評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<input type="checkbox"/> 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	医療機関を受診するまでに至らない軽度の症状で、施術を受けることにより、健康維持・増進、生活機能の低下予防や介護予防につなげるためには、有効な事業です。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<input type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	高齢者の健康維持・増進、また、介護者の身体的労苦を軽減するための扶助事業として必要である。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<input type="checkbox"/> 成果が上がっている <input checked="" type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	利用者からは好評を得ているが、医療費や介護度抑制の検証ができないため
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	1人あたりの配布枚数を2枚から4枚に増やしたが、対象者を神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金の活用が図れる後期高齢者とした。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	事業的には必要性の少ない事業と思われるが、高齢者の生活機能の低下予防や介護予防を図り、また、主に年金で生活している高齢者にとってマッサージ代の一部助成は経済的負担の軽減が図れる。		
平成25年度に向けた課題	神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金の活用が図れるうちは、この事業を継続していく。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針	神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金の活用が図れるうちは、この事業を継続していく。		

## ○その他

町における類似事業	無し		
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	平成24年度 相模原市 70歳以上 1枚につき2,000円助成 年3枚 大和市 75歳以上 1枚につき1,500円助成 年6枚 海老名市 74歳以上 1枚につき2,000円助成 年6枚 厚木市 75歳以上 1枚につき1,800円助成 年7枚 小田原市 70歳以上 1回につき1,000円助成 年3回 箱根町 70歳以上 1枚につき2,000円助成 年3枚 湯河原町 65歳以上 1回につき1,500円助成 年4回		
特記事項 (事業の沿革等)	事業の推移 ・昭和52年4月 助成事業開始。町内在住1年以上 70歳以上 年間3枚交付 1枚につき3,000円の施術を全額助成 ・平成12年4月 交付枚数年間4枚 1枚につき3,000円の施術中2,500円を助成 自己負担500円 ・平成13年4月 要介護4・5の高齢者を在宅で介護している世帯員に交付。 ・平成22年4月 交付枚数年間2枚 ・平成24年4月 対象年齢75歳以上 年間4枚交付 1枚につき施術費中2,500円を助成		



## はり・灸・マッサージ治療扶助事業 《高齢介護課》

委員氏名	確認したい内容(希望する資料)	回 答
石田 委員長	神奈川県内で廃止した市町村の状況と実施していない市町村	ここ数年で廃止した市町 5市町 制度を変更した市 1市 実施していない市町 14市町
	神奈川県後期高齢医療制度事業補助金の補助率は？	補助率100%であるが、各市町村からの申請が神奈川県の限度額を超えてしまうと申請各市町村の後期高齢者人口で按分された額が補助金の額となります。
	寒川町の対象者全体の世帯数と実際利用世帯数	個人配布となるため、対象者数3,995人、申請者数409人、利用枚数1,293枚
	国・県から補助金を得ている場合は、その金額と補助率。	上記、神奈川県後期高齢医療制度事業補助金を受けている。 H24年度決算見込額3,233千円のうち、1,490千円の補助額。補助率については、上記の考え方のとおり。
宮内 副委員長	75歳以上と在宅看護している家族の割合はどうか。(数年の実績で)	平成24年度 75歳以上96.6% 在宅介護3.4% 平成23年度 70歳以上97.7% 在宅介護2.3% 平成22年度 70歳以上96.9% 在宅介護3.0% 平成24年度より対象年齢を70歳から75歳に変更しました。
	75歳以上の方が対象となっているが、所得制限を導入しているのか。又は市町村民税などで確認されているのか伺いたい。	所得制限は行っていません。
生田委員	75歳以上の老人が要介護認定4・5の家族を在宅介護をするのは厳しい。寒川町に対象者は何人おられますか。	家族介護の対象者は、年齢に関係なく要介護4・5の方を主に介護している同居の家族となっています。対象者は、平成24年度で135人となっています。
	周知徹底はケアマネですか。	周知は、町広報・町HP・高齢者ガイドブック・民生委員・ケアマネージャー・地域包括支援センター職員・かながわ介護情報サービスHPで行っています。
吉田委員	マッサージ券の利用期間はあるのか。	各年4月1日から翌年3月31日まで
	平成24年度の申請者数の実績は409名で、1人10,000円として4,090千円であるが、平成25年度は3,840千円では不足と思えるが。	平成24年度は、409人の申請で決算額が3,232,500円となっており、1人あたり3.16枚の利用となっているため、実績数値では対応できると予想していますが、不足が生じそうな場合は補正予算、予算の流用等で対応する予定です。

# ○シルバー人材センター支援事業 《高齢介護課》

事業の現状・課題	<p>◇ 高齢化が進む現在において、町の高齢者の就労促進を目的として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置されている寒川町シルバー人材センターに対し支援を行うことは妥当であると考え。しかしながら、その支援としての補助金については、次の点から額の妥当性に問題があると言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* シルバー人材センターの職員(常勤)4名の人件費補助として、約2,100万円の補助金を町から支出しているが、この4名という体制は、県内他市町のシルバー人材センターと比較した場合、職員数が多く、町からの補助金も多い。(例えば三浦市のシルバー人材センターの場合、常勤職員2名で、国庫補助金は870万円と寒川町より多いが、市補助金は1,100万円と、寒川町の約半分である。)</li> <li>* シルバー人材センター職員の給与は町職員の給与と同等であり、一般の民間企業と比べた場合、かなり高額であると言える。赤字経営であるにもかかわらず、設立当初からの経緯だとして明確な理由もなく、公務員試験を経ていない職員の給与を町職員と同水準にしている。</li> <li>* 本事業は、平成21年度外部評価の対象事業となっており、その際に町の方針を「シルバー人材センターの自立を進めるため、民間からの受注拡大を図り、運営に必要な経費や職員人件費を賄えるよう見直しを進める。」としているにもかかわらず、現在まで大きな改善が行われることなく、ほぼ同額の補助金が支出されている。</li> </ul>	
	<b>事業の方向性</b>	<b>要改善</b> (委員別内訳 要改善:3、抜本的見直し:2)
評価結果	<p>◇ シルバー人材センターの自立に向け、自主財源確保のため、民間からの受注増と職域拡大を強力に推し進められたい。</p> <p>◇ 赤字経営であっても町職員と同等の給与が保証されている現状では、経営や営業に関して職員に改善を促す動機付けに乏しい。</p> <p>◇ 県内他市町のシルバー人材センターと寒川町を比較すると、寒川町は総事業規模に対し職員数が多く、町の補助金額も相当大きい。職員数が少ないにもかかわらず受注金額が高く、市町補助金額が少ないなど優れた他市町シルバー人材センターの取り組みの検討(ベンチマーキング※)を行うなど、抜本的見直しが必要である。</p> <p>◇ 配分金額に対する事務費の割合を、現状の8%から、職種により割合の幅を持たせるなどの工夫を検討し、運用されたい。</p>	
	<b>予算額</b>	<b>減額</b> (委員別内訳 減額:4、現行:1)
<p>◇ 組織に見合った職員構成及び給与にする、企業努力により大幅に受注を増やす(町事業の委託を含む)、などの取り組みをシルバー人材センターに指示し、町補助金は大幅に減額。</p>		

※「ベンチマーキング」とは、同じプロセスに関する優良・最高の事例(ベストプラクティス)を分析し、業務効率向上へとつなげる経営手法。

網掛け部分を修正(一文だったものを二つに分けた上で、表記を修正)

## 《シルバー人材センター支援事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 職員 4 人の年齢と年収を出していただいたが、かなり高めの気がする。町職員と比べるとどうなのか。

(主管課長) 同じです。

(委員長) この方達は、町からの出向ではない。何故町と同じにする必要があるのか。同じになった経緯があると思うのだが。

(主管課長) その当時、設立するとき町と同じ金額にした。

(委員長) それだと答えになっていない。民間で儲かっているならたくさんお金を払うことはいいと思うが、シルバー人材センターはお金がなく困っていて、町から人件費補助を受けているのになぜ町と同じなのか。

(主管課長) . . . . .

(委員長) 答えられないということか。それと 4 人体制になったのはいつからか。4 人でないとまわらないのか。

(主管課長) 今はわからない。

[後日提出] 149 ページのとおり

(委員長) 資料 4 で、国の補助金は基本的に会員数等により定額補助と書いてあるが、710 万円の会員数の幅を教えてください。

(主幹) 国の補助金というのは、町の方から経由するのではなく、シルバー人材センターが、県のシルバー人材センター連合会からまた全国連合に申請し、国から全国シルバー人材センター連合会に補助金が入るで、国の補助金について詳細は把握していない。

(委員長) 710 万円というのは、ここ数年同額か。

(主幹) 平成 22 年度に国の事業仕分けで少し下がった。

(委員長) 資料 4 で、会員数等の定額補助ですから、補助金と同じであれば、他市町のシルバー会員数は同じくらいだと思う。寒川町は多すぎではないか。21,783 千円町から補助金を出しているが、例えば、綾瀬市は国から同じく 710 万円補助を受けているのに、市からの補助は 950 万円となっている。また、愛川町は 700 万円国庫に対して、町からの補助が 700 万円。何故寒川町は愛川町の 3 倍も出しているのか。もっと会員数の多い小田原市シルバー人材センターでも 1,000 万円しか市から補助していないのに、なぜ寒川町は 2,100 万円なのか。逆に言うと、ベストプラクティスという考え方があり、会員数はほとんど同じなのに、市町村からの補助金が少なくて済んでいるところは、どういう運営をしているのかを視察とか、分析をされたことはあるのか。

(主管課長) それについては、シルバー人材センターで行っている。その地元にあった事業があるので、寒川町でいうと半分が公共事業、その他、庭掃除・枝きりであったり、民間企業から受けたりしているのだが、その場所によって、民間事業所から出る事業が多かったり、役所からの事業が多かったりしている。

(委員長) 分析は細かくしているのか。

(主管課長) している。

(委員長) 例えば、愛川町のシルバー人材センターは国からの補助が 700 万円で町からの補助が 700 万円だが、それは単純に受注事業が多いからか。それとも人件費が少ないからか。

(主管課長) それはある。

(委員長) その辺をきちんと分析するべきだと思う。単純に受注数が多いと言われても、愛川町がそんなに民間受注が多いのかと疑問に思う。受注数の違いによるのであれば、企業努力はしないのかという話にもなってしまう。どうして寒川町が 2,100 万円出しているのか理由を知りたい。

(副委員長) 正規の職員を 4 名も雇っていれば、人件費がかかるのは当たり前。他の市町村

は非常勤で運用して全体の運営をまかなっている。課長であるならば、正規の職員をかかえているため、人件費があがりそれだけの補助金がかかっていると説明をしていただきたい。

(委員) 小田原は、特殊の地域なのか。約 10%しか市から仕事を出していない。後は全部、自助努力となっている。

(主管課長) 寒川町が特殊で、小田原市のように民間企業が 2 億何千万も出す契約をしていただければ、町の補助金も少なくて済むと思われる。

(委員) 企業努力をしないのであれば、正規職員でなくてもいいのではないか。

(委員) 公共事業が約半分ですが、この公共事業は入札しているのか。それとも随意契約なのか。

(主管課長) 入札をしても、民間企業では相手にならない。賃金の 8%しか事務経費を入れていないので、民間企業では無理だと思われる。

(委員) シルバー人材センターで支払っている委託費は、何を委託しているのか。

(主管課長) 詳細を把握していないので、後日提出します。

〔後日提出〕149 ページのとおり

(委員長) 高齢介護課は、シルバー人材センターの所管課でシルバー人材センターを指導監督する立場だと思うが、資料 4 のような神奈川県内のデータが出てきたときにもっと精査したりしないのか。

(主管課長) . . . . .

(副委員長) ふれあいセンターの使用料が無料になっているが、これを裏返せば、町の補助金と同じ。こういうことから手厚くシルバー人材センターに町としてバックアップしているという所がみえてくる。ふれあいセンターそのものをシルバー人材センターにお願いしているのか。

(主管課長) 事務所は指定管理を受けてもらっていて、その他の部分については無償でお願いしている。

(委員) 冒頭のお話で、非常に経常費が厳しいから来年度は補助金の額の増額も検討しているとのことだが、絶対に増額しないでいただきたい。他市が少ない人数で企業努力をしてやっていて、補助金が少なくて済んでいて、なおかつ規模も大きいのに、どうして寒川はそうじゃないのに常勤職員数は多くて正規なのか。またなんで町の職員と同じ給料なのか。

(主管課長) . . . . .

(委員長) 常勤の理事は何人いるのか。

(主管課長) 1人である。

(委員長) その方は、22 万円の範囲内という話だが、いくらぐらい貰っているのか。

(主管課長) 月額 21 万円ぐらいとなっている。

(委員) 町には監査権限があるのか。

(主管課長) ある。

(委員) 監査人は課長が行っているのか。

(主管課長) 町の監査を受けている。

(委員長) そのとき意見等はないのか。

(主管課長) 事務監査なので意見等はない。

(委員長) 現在、事務費は 8%だが、これを 9%にしたらどうか。あるいは、会員に謝って 12%にすれば良いのではないか。自分たちで身を削れないのであればそうするしかないと思う。

(主管課長) 受取事務費を 12%にすると、今度は民間からの事業が少なくなってしまう。

(委員) 民間と植木屋さんの競争になるということか。

(主管課長) その棲み分けが難しく、あまり多く庭木をいじってしまうと、今度植木屋から圧力がかかってくる。

(副委員長) 公益社団法人ですよ。目的は公益性を持った法人ですから儲けなくていい。儲けなくていいってことは、収支が同じでいい。収支が同じと言うことは町から税金を注ぎ込んでいるから同じで出来る。そういう状況の中で、主管課の担当課長が赴いて、自立を考えるよう促すことが必要だと思う。

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	シルバー人材センター支援事業	体系コード	3222-01
主管課等名	高齢介護課 高齢福祉担当	事業開始年度	平成7年度

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	町内に居住している、概ね60歳以上の健康で働く意欲のある人たちのために、寒川町シルバー人材センターの機能を充実させ、高齢者の就労を促進させる。		
概要	寒川町シルバー人材センターの機能充実・支援を推進し、高齢者の社会参加の場の確保と生きがいや社会貢献の推進を図る。		
目標	シルバー人材センター登録会員数(人)	平成24年度の指標	366
		平成24年度の実績	355
効果	受注件数(件)	平成24年度の指標	1167
		平成24年度の実績	1336

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	<input type="checkbox"/> 委託業務の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先 ) <input type="checkbox"/> 補助金の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先 町シルバー人材センター補助金 寒川町シルバー人材センター )			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	寒川町シルバー人材センター補助金支給事務	町シルバー人材センターの機能充実・支援を進めるために補助金を支給する。 ・補助金申請書の受理 ・補助金申請書の審査・支給事務 ・実績報告書の受理・審査 ・その他連絡調整等  補助金の内容 ・人件費に充当 シルバー人材センターの財源は、自主財源として契約金額から原材料費を差し引いた後の8%が事務費として、収益の主なものとなっています。事務費の8%(平成24年度実績8,383千円)では、職員4人分の人件費を賄えないため、国や町からの補助金等で運営されています。	21,348	20,694
	県シルバー人材センター協議会負担金支払事務	県シルバー人材センター連合会特別会員会費の支払	60	60
	全国シルバー人材センター事業協会負担金支払い事務	全国シルバー人材センター事業協会賛助会員会費の支払(平成24年度末 会脱退)	30	0
	事業費・経費 計		(a)	21,438
平成24年度人件費相当額			(b)	460
				平均給与額 @6,566千円 × 0.07 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b)	21,898

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な事務事業か</li> <li>事務事業のニーズは</li> <li>事務事業の公共性は</li> <li>社会環境変化</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	高齢者はますます増加し、就業・社会参加の意欲を持った高齢者も増加することが考えられるため、シルバー人材センターは今後重要な事業となるため、その運営に関する支援は必要である。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が実施すべき事務事業か</li> <li>町が実施しない場合の影響は</li> <li>町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	高齢化社会の対策として、高齢者の就業促進していくための重要な事業であるため、シルバーの自立に向けた援助は必要である。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の達成度</li> <li>活動内容は適切か</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	会員数の目標に達することはできなかったが、受注件数は、大幅に上回った。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的に行われているか</li> <li>コストの削減</li> <li>実施手法</li> <li>受益者負担</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	自主財源を増やすための営業努力や、コストの節減等適切に行われている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		シルバー人材センター支援事業は、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者に就業機会の確保することを目的として実施している事業である。また、高齢者の健康増進や就業・社会参加等の意欲を持った高齢者に対する重要な事業であるが、事業運営にかかる主な収入は契約金額(原材料費を差し引いた額)の8%が事務費としての収益及び国と町の補助金等となっている。町の補助金が無くなると国からの補助も受けられなくなるため、今後も事業を継続するためには町の補助は必要である。		
平成25年度に向けた課題		町 補助金の見直し シルバー 将来の自立に向け、自主財源確保のための取組が必要。(民間への受注増・職域拡大)		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		町 平成23年度予算比の97%の補助 シルバー 将来の自立に向け、自主財源確保のため、民間への受注増・職域拡大に向け、町内全戸へのポスティングや企業訪問等を実施		

## ○その他

町における類似事業	高齢者の就業機会の確保・提供 高齢者の社会参加・生きがいづくり 類似事業無し 老人クラブ育成事業・敬老会事業
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	県内32市町実施事業 内シルバー人材センター 23市町 生きがい事業団 9市町村 市内町村からの補助金あり 31市町村 補助金無し 1町 他市町の状況 別紙のとおり ※抜粋(小田原市・三浦市・綾瀬市・寒川町・愛川町)を掲載
特記事項 (事業の沿革等)	昭和62年4月1日 寒川町生きがい事業団を寒川町福祉事業センター(現在の福祉活動センター)に設立(会員79名) 平成7年4月1日 社団法人寒川町シルバー人材センターに移行(会員183名) 平成15年4月1日 寒川町ふれあいセンターに移転(会員258名) 平成24年4月1日 公益社団法人寒川町シルバー人材センターに移行

平成24年度

神奈川県内  
シルバー人材センター・生きがい事業団  
便覧

— 平成23年度実績 —

公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会



## 目 次

公益財団法人横浜市シルバー人材センター	1
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	2
公益社団法人横須賀市シルバー人材センター	3
公益財団法人平塚市生きがい事業団	4
公益社団法人鎌倉市シルバー人材センター	5
財団法人藤沢市 まちづくり協会	6
公益社団法人小田原市シルバー人材センター	7
公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター	8
公益社団法人相模原市シルバー人材センター	9
公益社団法人三浦市シルバー人材センター	10
公益社団法人秦野市シルバー人材センター	11
公益社団法人厚木市シルバー人材センター	12
公益社団法人大和市シルバー人材センター	13
公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター	14
公益社団法人海老名市シルバー人材センター	15
公益社団法人座間市シルバー人材センター	16
公益社団法人南足柄市シルバー人材センター	17
公益社団法人綾瀬市シルバー人材センター	18
公益社団法人寒川町シルバー人材センター	19
公益社団法人開成町シルバー人材センター	20
公益社団法人愛川町シルバー人材センター	21
葉山町生きがい事業団	22
一般社団法人大磯町シルバー人材センター	23
一般社団法人二宮町シルバー人材センター	24
中井町生きがい事業団	25
大井町生きがい事業団	26
松田町生きがい事業団	27
山北町生きがい事業団	28
一般社団法人箱根町シルバー人材センター	29
真鶴町生きがい事業団	30
湯河原町生きがい事業団	31
清川村生きがい事業団	32
公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会	33

名称	公益社団法人 小田原市シルバー人材センター		会費		年間		3,000 円	
			個人	年間	10,000 円			
			中長期計画		○ 有		(平成 19 年作成) 無	
所在地	〒256-0816		項目	会員の状況	市町村人口状況			
	小田原市酒匂2-32-15				全体		60歳以上	
電話番号	0465-49-2333		男性	707 人 70.8%	96,345 人	28,162 人		
FAX番号	0465-49-2336		女性	292 人 29.2%	100,944 人	34,720 人		
メールアドレス	odawara@sjc.ne.jp		合計	999 人 100%	197,289 人	62,882 人		
ホームページ	http://www.sjc.ne.jp/odawara/		職群班	種班	なし 班			
設立年月日	生きがい事業団(昭和55年12月1日) 法人(平成2年10月1日)							
派遣事業所届出受理日	平成23年7月5日		地域班		○ 有 無		12 班	
市町村関係主管課	小田原市 福祉健康部 高齢福祉課		役員構成	氏名	理事 15 名 監事 2 名 計 17 名			
理事	安川 具子							
副理事長	田中 章		職員構成	氏名	事務局長氏名 伊澤 秀一(常務理事兼務)			
常務理事	伊澤 秀一				事務所 5 名			
事務局長氏名	伊澤 秀一(常務理事兼務)		常勤		事務所 2 名			
常勤			非常勤					
非常勤			合計		8名(事務局長含む)			
収入の状況 (平成 23 年度) (円)			地域班		○ 有 無		12 班	
① 受託事業収入	369,443,874		会費	加入	安全管理委員会			
② 独自事業収入	2,203,472				広報委員会			
③ 労働者派遣事業等受託収入	0		高齡化率 (60歳以上人口÷母体市区町村人口)		31.87%			
④ 指定管理受託収入	0		シルバー保険加入状況 (平成 23 年度)		団体傷害保険 契約保険会社 日本興亜損害保険			
⑤ 会費収入	2,760,000		賠償責任保険 契約保険会社 日本興亜損害保険		保険料 2,166,000 円 契約会員数 600 人			
⑥ 基本財産運用収入	0		互助会組織		有 ○ 無			
⑦ 受取利息	3,942		(名称: )		加入 強制 任意		年間 円	
⑧ 補助金収入 国庫	8,700,000		企画提案事業の実施状況 (平成 23 年度)		有 事業名称			
⑨ 補助金収入 市町村	10,005,000		○ 無					
⑩ 借入金	15,000,000		事務費の割合		契約金額 に対し7% ○ 配分金額			
⑪ 雑収入(その他)	80,247		活動状況 (平成 23 年度)					
⑫			項目		公共		民間企業	
⑬			合計		408,196,535		家庭・個人	
合計	408,196,535		受注件数		76		627	
事務費の割合	契約金額 に対し7% ○ 配分金額		契約金額		34,449,779		256,997,143	
			配分金総額		30,111,514		237,347,643	
			就業延人員		8,819		61,064	
			就業延人員		8,819		14,097	
			計		3,126		371,647,346	
			計		331,405,267		84,289	
			具体的職種		施設管理 清掃		清掃 カーツ整理	
					植木剪定 除草 家事援助 大工 塗装 表具		シルバーパソコン教室	

名称	公益社団法人 三浦市シルバー人材センター		会費	個人 賛助	年間 2,000 円	
			中長期計画		年間 2,000 円	
			有 (平成 年作成) ○ 無			
所在地	〒238-0242 三浦市東岡町1-23		項目	会員の状況	市町村人口状況	
					全体	60歳以上
電話番号	046-882-3473		男性	151 人 74.8%	22,905 人	8,586 人
FAX番号	046-882-3479		女性	51 人 25.2%	24,662 人	10,413 人
メールアドレス	miura@sjc.ne.jp		合計	202 人 100%	47,567 人	18,999 人
ホームページ	http://www.k-sjc.com/miura/		職群班	5 種 51 班	施設管理班	17 班
設立年月日	生きがい事業団(昭和59年10月1日) 法人 (昭和63年4月1日)				屋内清掃班	17 班
派遣事業所届出受理日	-				車両運行班	1 班
市町村関係主管課	三浦市 保健福祉部 高齢介護課				調査班	1 班
					屋外作業班他	15 班
役員構成	理事 11 名 監事 2 名 計 13 名					
氏名	理事長	上野 正紀				
	副理事長	田中 正義				
職員構成	事務局長氏名	小暮 とよ子				
	常勤	全般	1 名			
	非常勤	業務	2 名			
	合計	4名(事務局長含む)				
収入の状況 (平成 23 年度) (円)						
①	受託事業収入	107,058,246				
②	独自事業収入(受託事業収入を含む)	10,690				
③	労働者派遣事業等受託収入	0				
④	指定管理受託収入	0				
⑤	会費収入	432,000				
⑥	基本財産運用収入					
⑦	受取利息	3,327				
⑧	補助金収入	国庫	8,700,000			
⑨		市町村	11,545,000			
⑩	借入金	0				
⑪	雑収入(その他)	0				
⑫						
⑬						
合計		127,749,263				
事務費の割合	契約金額	に対し8%				
	○ 配分金額					
活動状況 (平成 23 年度)						
項目	公共	民間企業	家庭・個人	独自事業	計	
受注件数	61	341	391	13	806	
契約金額	63,902,109	33,582,975	9,573,162	10,690	107,068,936	
配分金総額	50,263,560	30,279,870	6,654,040	9,760	87,207,230	
就業延人員	9,460	7,291	1,493	24	18,268	
具体的職種	施設管理 施設内清掃 公衆便所清掃 公園除草・清掃 マイクロバス運行 水質検査	施設管理 屋外清掃 施設内清掃 駐車・駐輪場管理 船荷積込作業 事務補助	除草 剪定 大工 塗装 筆耕	刃物研ぎ		

名称	公益社団法人 綾瀬市シルバー人材センター			会費	個人 賛助	年間 年間	2,000 円 5,000 円	
				中長期計画		○ 有 (平成 20 年作成) 無		
所在地	〒252-1116 神奈川県綾瀬市落合北7-1-20			会員の状況等 (平成 23 年度)	項目	会員の状況	市町村人口状況	
	電話番号	0467-70-3088			男性	442 人 71.4%	全体	60歳以上
FAX番号	0467-70-3201				女性	177 人 28.6%	42,474 人	11,946 人
メールアドレス	avase@sic.ne.jp				合計	619 人 100%	40,892 人	13,257 人
ホームページ	www.sic.ne.jp/avase/				職群班	5 種 26 班	植木班	4 班
設立年月日	平成7年6月2日						除草班	4 班
派遣事業所届出受理日	-						家事援助班	1 班
市町村関係主管課	綾瀬市 福祉部 高齢介護課						襖班	1 班
役員構成	理事 13 名 監事 2 名 計 15 名						ポスティング班	16 班
氏名	理事長	望月 宏治			地域班	有 ○ 無 班		
	副理事長	行富 増夫		会員参加各種委員会 会議	安全委員会			
常務理事	加藤 行数		広報委員会					
職員構成	事務局長氏名	加藤 行数(常務理事兼務)(週3日勤務)			独自事業等開発運営委員会			
	常勤	事務局次長	1 名		理事・監事選考委員会			
		業務係	2 名		表彰選考委員会			
		嘱託職員	1 名					
	非常勤	業務係	1 名					
庶務係		1 名						
合計		7名(事務局長含む)						
収入の状況 (平成 23 年度) (円)								
① 受託事業収入	225,379,930			粗入会率 (会員数÷60歳以上人口) 2.46%				
② 独自事業収入	0			高齡化率 (60歳以上人口÷母体市区町村人口) 30.23%				
③ 労働者派遣事業等受託収入	0			シルバー保険加入状況 (平成 23 年度)				
④ 指定管理受託収入	0			団体傷害保険・賠償責任保険 日新火災海上保険				
⑤ 会費収入	1,251,000			契約保険会社 契約会員数 620 人				
⑥ 基本財産運用収入	0			保険料 1,954,880 円				
⑦ 受取利息	8,265			互助会組織 有 ○ 無				
⑧ 補助金収入 国庫	7,100,000			(名称: ) 加入 強制 任意				
⑨ 補助金収入 市町村	9,500,000			会費 年間 円				
⑩ 借入金	0			企画提案事業の実施状況 (平成 23 年度)				
⑪ 雑収入(その他)	129,594			有 事業名称				
⑫				○ 無				
⑬								
合計	243,368,789							
事務費の割合	契約金額	に対し9%						
	○ 配分金額							
活動状況 (平成 23 年度)								
項目	公共	民間企業	家庭・個人	独自事業	計			
受注件数	153	310	1,994	0	2,457			
契約金額	45,568,309	142,997,612	36,820,593	0	225,386,514			
配分金総額	29,500,232	125,463,417	28,185,080	0	183,148,729			
就業延人員	11,158	31,263	9,814	0	52,235			
具体的職種	公園緑地管理 墓地除草清掃	企業屋内清掃 資源物分別	庭木剪定 障子・襖張り 大工・塗装作業 家事手伝い 介護補助					

名称	公益社団法人 寒川町シルバー人材センター			会費	個人 賛助	年間 年間	2,000 円 3,000 円	(入会時期により異なる)	
				中長期計画		○ 有	(平成 23 年作成) 無		
所在地	〒253-0102 高座郡寒川町小動982番地2 寒川町ふれあいセンター内			会員の状況等 (平成 23 年度)	項目	会員の状況		市町村人口状況	
電話番号	0467-74-7622				男性	268 人 78.6%	24,159 人	全体 6,770 人	
FAX番号	0467-73-0033				女性	73 人 21.4%	23,259 人	7,358 人	
メールアドレス	samukawa@sic.ne.jp				合計	341 人 100%	47,418 人	14,128 人	
ホームページ	http://www.k-sic.com/samukawa/				職群班	11 種 16 班	植木班	1 班	
設立年月日	生きがい事業団(昭和62年 4月 1日) 法人 (平成 7年 4月 1日)						草刈班	1 班	
派遣事業所届出受理日	平成20年10月14日						管理班	3 班	
市町村関係主管課	寒川町 健康福祉部 高齢介護課						駐輪場整理班	3 班	
役員構成	理事 15 名 監事 2 名 計 17 名				地域班	有 ○ 無		班	
	氏名	理事長	大川壽一		会員参加各種委員会 会議	正副班長会 安全就業推進委員会 交流会実行委員会 広報委員会			
	副理事長	伊藤正三							
	常務理事	菊川雅男							
職員構成	事務局長氏名	山仲了							
	常勤	事務局	4 名						
	非常勤								
収入の状況 (平成 23 年度) (円)			合計	5名(事務局長含む)					
① 受託事業収入	117,336,206			粗入会率 (会員数÷60歳以上人口) 2.41%					
② 独自事業収入	0			高齢化率 (60歳以上人口÷母体市区町村人口) 29.79%					
③ 労働者派遣事業等受託収入	15,868			シルバー保険加入状況 (平成 23 年度)					
④ 指定管理受託収入	10,084,507			団体傷害保険 契約保険会社 日新火災海上保険					
⑤ 会費収入	687,500			保険料 961,450 円 契約会員数 360 人					
⑥ 基本財産運用収入	0			賠償責任保険 契約保険会社 日新火災海上保険					
⑦ 受取利息	3,341			保険料 121,720 円					
⑧ 補助金収入	国庫	7,100,000		互助会組織		有 ○ 無			
⑨ 補助金収入	市町村	21,783,000		(名称: )		加入	強制 任意		
⑩ 借入金	0			会費		年間 円			
⑪ 雑収入(その他)	665,837			企画提案事業の実施状況 (平成 23 年度)					
⑫				有	事業 名称				
⑬				○ 無					
合計	157,676,259								
事務費の割合	契約金額	に対し8%							
	○ 配分金額								
活動状況 (平成 23 年度)									
項目	公 共	民間企業	家庭・個人	独自事業	計				
受注件数	26	212	1,029	0	1,267				
契約金額	71,971,298	28,891,477	26,557,938	0	127,420,713				
配分金総額	56,292,520	23,891,372	19,054,630	0	99,238,522				
就業延人員	21,925	9,511	4,733	0	36,169				
具体的職種	除草清掃 草刈清掃 低木剪定 ポスティング 施設管理	除草清掃 草刈清掃 低木剪定 屋内清掃 内職作業	除草清掃 草刈清掃 低木剪定 表具・表装						

名称	公益社団法人 愛川町シルバー人材センター			会費	個人 賛助	年間 年間	1,500 円 3,000 円
				中長期計画		○ 有 (平成 21 年作成) 無	
所在地	〒243-0392 愛川町角田251番地1 愛川町役場庁舎分館内			会員の状況等 (平成 23 年度)	項目	市町村人口状況	
	電話番号	046-284-5023			会員の状況	全 体	60歳以上
FAX番号	046-284-5024		男性		181 人 71.8%	22,251 人	6,340 人
メールアドレス	aikawa@sic.ne.jp		女性		71 人 28.2%	20,529 人	6,641 人
ホームページ	http://sites.google.com/site/aikawasilver		合計		252 人 100%	42,780 人	12,981 人
設立年月日	生きがい事業団(昭和62年 7月 1日) 法 人 (平成19年 4月 1日)		職群班		4 種 7 班	植木班	2 班
派遣事業所届出受理日	平成24年2月6日					除草班	1 班
市町村関係主管課	愛川町 民生部 健康長寿課					河川清掃	3 班
						公園管理	1 班
役員構成	理事	12 名	監事		2 名	計	14 名
	氏名	理事長	佐藤 政利				
		副理事長 常務理事	諏訪部 俊明				
職員構成	事務局長氏名	諏訪部 俊明(常務理事兼務)					
	常 勤	総務・経理担当	1 名				
		就業・業務担当	1 名				
	非常勤	就業・業務担当	1 名				
		業務・庶務補助	1 名				
合 計		5名(事務局長含む)					
収入の状況 (平成 23 年度) (円)							
①	受託事業収入	143,726,245					
②	独自事業収入						
③	労働者派遣事業等受託収入						
④	指定管理受託収入						
⑤	会費収入	381,000					
⑥	基本財産運用収入						
⑦	受取利息						
⑧	補助金収入	国庫	7,000,000				
⑨		市町村	7,000,000				
⑩	借入金						
⑪	雑収入(その他)	22,252					
⑫							
⑬							
合 計		158,129,497					
事務費の割合		契約金額 ○ 配分金額	に対し6%				
企画提案事業の実施状況 (平成 23 年度)							
		有	事業 名称				
		○ 無					
活動状況 (平成 23 年度)							
項 目	公 共	民間企業	家庭・個人	独自事業	計		
受注件数	74	160	664	0	898		
契約金額	32,741,543	95,015,305	15,969,397	0	143,726,245		
配分金総額	26,130,685	88,513,136	11,764,867	0	126,408,688		
就業延人員	4,749	18,756	2,937	0	26,442		
具体的職種	植木剪定、草刈り 観光案内、広報配布 屋内外軽作業	幼稚園バス運転 植木剪定、草刈り 屋内外軽作業	大工、植木剪定 草刈、屋内軽作業 筆耕宛名書き				

## シルバー人材センター支援事業 《高齢介護課》

委員氏名	確認したい内容(希望する資料)	回 答
石田 委員長	法人の直近の財務諸表をください	資料①(平成24年度財務諸表)
	職員4人の年齢と年収	事務局長 58歳 8,157,993円 主任 39歳 5,399,462円 主任 37歳 6,068,716円 職員 33歳 4,532,926円 (平成24年1月～12月)
	理事名簿(他の組織の役職)と理事の報酬金額	資料②(役員名簿) 資料③(役員の報酬及び費用に関する規定)
	比較参考値:「他市町の状況 別紙のとおり」とあるが別紙は?	追加送付した資料をご参照ください。〈事務局〉
	比較参考値:県内の全市町村数は?補助金無しは何処?	県内32拠点。 市町村補助金未交付団体は大磯町のみ。
	他市町の補助金額	資料④(神奈川県内各拠点補助金交付額一覧)
	人材の稼働率、実際労働人数	平成24年月次平均就業率 80.52% 平成24年度就業延人員 37,398人日 資料⑤(会員の就業実績状況:(3)会員の就業状況)
	会員一人当たりの年間平均収入額	364,672円(年間支払金額÷月次就業人員) 資料⑤(会員の就業実績状況:(1)事業実績)
	時給はいくら?	860円～1050円
	法人収入のうち、町発注分の金額と割合	平成24年度 公共事業契約金額 62,830,433円(49.2%) 民間事業契約金額 64,809,663円(50.8%) 資料⑤(会員の就業実績状況:(1)事業実績)
国・県から補助金を得ている場合は、その金額と補助率。	平成24年度国庫補助金額 7,100,000円 (会員数等による定額補助) 資料①(正味財産増減計算書:(1)経常収益)	
宮内 副委員長	国庫と町の補助金は得ているが、その対象事業を教えてください。(国と町と事業者の割合を)	事業運営に係る国、町、事業者負担割合 全体の事業費からの割合 国4.9% 町14.7% 事業者 80.4% 事業別内訳 公益目的事業(営業や現場の確認、発注者との打ち合わせ等) 国4.9% 町11.6% 事業者83.5% 管理事業(事務事業) 国0% 町38.5% 事業者61.5%
	事務局職員の給料と役員の報酬の金額を教えてください。	職員給料総額 28,652,913円 役員報酬額 3,644,350円
	ふれあいセンターの使用料はいくらか教えてください。	無料。 (但し、利用は、高齢者の社会参加、地域の交流等を行うことにより、高齢者の介護予防事業等の推進を図る目的に限る。)

生田委員	24年度の職群ごとの受託事業収入の内訳と22年・23年・24年の会計報告書(支出内訳を見たい)を提示願いたい。	資料⑤(会員の就業実績状況:(1)職種別の事業実績) 資料⑥(平成22年度財務諸表) 資料⑦(平成23年度財務諸表) 資料①(平成24年度財務諸表)
	個人と企業からの受注が増加していると思いますが、営業活動の方法は。	会員及び仕事の募集チラシを町内全戸配布(年3回)及び町内企業まわり営業活動を行った。
吉田委員	会員に入会しないと仕事を頼めないのはなぜか。	仕事の申し込みは、高齢者に適した作業で、就業場所が町内であれば、どなたでも申し込みできます。仕事を受ける方は、会員登録をしていたことにより保険加入等の対応ができます。



## 正味財産増減計算書

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	127,739,096	127,420,713	318,383
受取配分金	101,014,199	99,238,522	1,775,677
受取材料費等	18,341,633	19,883,777	△ 1,542,144
受取事務費	8,383,264	8,298,414	84,850
労働者派遣事業等受託収益	191,077	15,868	175,209
労働者派遣事業等受託収益	191,077	15,868	175,209
受取会費	733,000	687,500	45,500
正会員受取会費	712,000	666,500	45,500
賛助会員受取会費	21,000	21,000	0
受取補助金等	28,448,000	28,883,000	△ 435,000
受取連合交付金	7,100,000	7,100,000	0
受取町補助金	21,348,000	21,783,000	△ 435,000
受取負担金	233,000	489,000	△ 256,000
受取負担金	233,000	489,000	△ 256,000
特定資産運用益	2,103	0	2,103
特定資産受取利息	2,103	0	2,103
雑収益	159,650	180,178	△ 20,528
受取利息	542	3,341	△ 2,799
雑収益	159,108	176,837	△ 17,729
経常収益計	157,505,926	157,676,259	△ 170,333
(2) 経常費用			
事業費	145,387,171	144,695,135	692,036
支払配分金	101,014,199	99,238,522	1,775,677
支払材料費等	7,622,822	8,005,352	△ 382,530
給料手当	20,019,020	19,321,304	697,716
法定福利費	3,470,323	3,019,642	450,681
旅費交通費	6,500	31,740	△ 25,240
通信運搬費	1,243,659	906,967	336,692
減価償却費	871,710	628,161	243,549
什器備品費	126,910	563,300	△ 436,390
消耗品費	515,246	558,598	△ 43,352
修繕費	725,331	743,890	△ 18,559
印刷製本費	213,237	42,406	170,831
光熱水料費	1,867,852	1,620,596	247,256
賃借料	2,225,471	2,575,278	△ 349,807
保険料	1,133,060	1,761,200	△ 628,140
諸謝金	20,000	15,000	5,000
租税公課	561,240	701,447	△ 140,207
組織活動助成費	129,433	807,972	△ 678,539
委託費	3,518,209	4,096,210	△ 578,001
教材費	0	0	0
支払手数料	24,150	24,675	△ 525
燃料費	30,460	32,875	△ 2,415
雑費	48,339	0	48,339
管理費	11,449,691	10,943,920	505,771
役員報酬	3,644,350	3,486,750	157,600
給料手当	4,401,735	4,226,073	175,662
法定福利費	761,835	622,548	139,287
退職給付費用	900,000	900,000	0
福利厚生費	45,875	62,427	△ 16,552
会議費	0	5,397	△ 5,397
役員等旅費交通費	0	98,100	△ 98,100

## 正味財産増減計算書

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
通信運搬費	62,045	159,695	△ 97,650
減価償却費	27,903	68,513	△ 40,610
消耗品費	12,245	137,445	△ 125,200
修繕費	0	0	0
印刷製本費	3,450	126,000	△ 122,550
賃借料	117,480	190,948	△ 73,468
保険料	149,301	0	149,301
支払負担金	232,000	240,200	△ 8,200
委託費	920,602	541,870	378,732
支払手数料	35,850	38,430	△ 2,580
雑費	135,020	39,524	95,496
経常費用計	156,836,862	155,639,055	1,197,807
当期経常増減額	669,064	2,037,204	△ 1,368,140
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益	696,500	0	696,500
車輛運搬具受贈益	696,500	0	696,500
経常外収益計	696,500	0	696,500
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	696,500	0	696,500
当期一般正味財産増減額	1,365,564	2,037,204	△ 671,640
一般正味財産期首残高	10,159,114	8,121,910	2,037,204
一般正味財産期末残高	11,524,678	10,159,114	1,365,564
II 指定正味財産増減の部			
(1) 収益			
収益計	0	0	0
(2) 費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	11,524,678	10,159,114	1,365,564

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、平成18年度以前は定額法で実施し平成19年度以降は定率法により減価償却を実施している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期残高	当期増加額	当期減少	当期残高
特定資産				
減価償却引当資産	696,674	899,613	0	1,596,287
運用資金積立資産	5,157,000	0	0	5,157,000
合計	5,853,674	899,613	0	6,753,287

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
特定資産				
減価償却引当資産	1,596,287	0	1,596,287	0
運用資金積立資産	5,157,000	0	5,157,000	0
合計	6,753,287	0	6,753,287	0

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	12,733,914	11,930,914	803,000
什器備品	5,453,830	4,571,647	882,183
合計	18,187,744	16,502,561	1,685,183

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
補助金					
連合交付金	国	0	7,100,000	7,100,000	0
町補助金	町	0	21,348,000	21,348,000	0
合計		0	28,448,000	28,448,000	0

貸借対照表

平成25年 3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	152,716	123,753	28,963
普通預金	4,809,232	5,508,984	△ 699,752
定期預金	0	0	0
未収金	11,136,830	6,822,934	4,313,896
立替金	1,063,036	541,581	521,455
前払金	468,240	601,040	△ 132,800
流動資産合計	17,630,054	13,598,292	4,031,762
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
減価償却引当資産	1,596,287	696,674	899,613
運用資金積立資産	5,157,000	5,157,000	0
特定資産合計	6,753,287	5,853,674	899,613
(2) その他固定資産			
車輛運搬具	803,000	717,797	85,203
什器備品	882,183	361,999	520,184
電話加入権	141,124	141,124	0
預託金	0	0	0
その他固定資産合計	1,826,307	1,220,920	605,387
固定資産合計	8,579,594	7,074,594	1,505,000
資産合計	26,209,648	20,672,886	5,536,762
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	9,725,073	7,918,605	1,806,468
前受金	3,506,289	1,370,428	2,135,861
預り金	1,453,608	1,224,739	228,869
仮受金	0	0	0
流動負債合計	14,684,970	10,513,772	4,171,198
2. 固定負債			
減価償却引当預金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	14,684,970	10,513,772	4,171,198
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
2. 一般正味財産	11,524,678	10,159,114	1,365,564
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 6,753,287 )	( 5,853,674 )	( 899,613 )
正味財産合計	11,524,678	10,159,114	1,365,564
負債及び正味財産合計	26,209,648	20,672,886	5,536,762

財産目録  
平成25年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
<b>(流動資産)</b>				
現金預金	現金	手元保管		152,716
	預金	普通預金	運用資金として保有している	4,809,232
		さがみ農協寒川支店		2,380,623
		さがみ農協寒川支店	(指定管理)	2,003,768
		横浜銀行寒川支店		424,841
現金預金合計			4,961,948	
その他流動資産	未収金	寒川町 他267件	運用資金として保有している	11,136,830
	立替金	さがみ農協寒川支店	指定管理支払等	1,063,036
	前払金	さがみ農協寒川支店	指定管理次年度保険料等	468,240
	その他流動資産合計			12,668,106
流動資産合計				17,630,054
<b>(固定資産)</b>				
特定資産		定期預金		
	減価償却引当預金	さがみ農協寒川支店	固定資産購入に備える	1,596,287
	運用資金積立預金	さがみ農協寒川支店	運用資金として保有している	5,157,000
	特定資産合計			6,753,287
その他固定資産	車両運搬具	車両13台		803,000
	什器備品	乗用草刈機他10台	実施事業のため	882,183
	電話加入権	3回線		141,124
	その他固定資産合計			1,826,307
固定資産合計				8,579,594
資産合計				26,209,648
(流動負債)	未払金	さがみ農協寒川支店	配分金・業者支払分	9,725,073
	前受金	さがみ農協寒川支店	受託事業材料費	3,506,289
	預り金	さがみ農協寒川支店	所得税、住民税、社会保険料等	1,453,608
	流動負債合計			14,684,970
負債合計				14,684,970
正味財産				11,524,678

## 資料 No. 2

## 公益社団法人 寒川町シルバー人材センター理事名簿

任期 平成24年定時総会～平成26年定時総会

	役職名	氏名	備考
1	理事長	大川 壽一	学識経験者
2	副理事長	伊藤 正三	シルバー会員
3	常務理事	菊川 雅男	学識経験者
4	理事	管 泰二	老人クラブ連合会長
5	理事	石塚 美智子	社会福祉協議会副会長
6	理事	秋山 日出子	民生委員児童委員協議会
7	理事	佐野 隆夫	寒川町福祉部長
8	理事	永井 理秀	自治会長連絡協議会
9	理事	鈴木 啓之	寒川町商工会副会長
10	理事	吉田 與志雄	シルバー会員
11	理事	恩田 隆吉	シルバー会員
12	理事	岡野 恭久	シルバー会員
13	理事	玉置 澄隆	シルバー会員
14	理事	藤原 恒光	シルバー会員
15	理事	中瀬 幸雄	シルバー会員

公益社団法人寒川町シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人寒川町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者で、原則週3日以上勤務するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 非常勤役員（理事長及び常勤役員を除く）は、日額とする。
- 4 役員には退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤役員の報酬日額は、別表第1「非常勤役員の報酬日額」に定める金額として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 理事長及び常勤の役員の報酬月額、別表第2「理事長及び常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(報酬等の支給日)

第5条 非常勤役員の報酬は、理事会出席等、必要の都度支給するものとし、支給日はその会議終了後当日現金にて支給する。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬は、月毎に支給するものとし、支給日はセンター職員給与規程を準用するものとする。

(月額報酬等の支給方法)

第6条 理事長及び常勤役員の報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

# 資料 No. 4

神奈川県内各拠点補助金交付額一覧(平成24年度)

	拠点名	国庫補助金	県補助金	市町村補助金
1	公益社団法人 横浜市シルバー人材センター	57,420,000	0	80,000,000
2	公益財団法人 川崎市シルバー人材センター	17,400,000	0	60,637,000
3	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター	8,700,000	0	8,700,000
4	公益財団法人 平塚市生きがい事業団	17,000,000	0	10,200,000
5	公益社団法人 鎌倉市シルバー人材センター	7,100,000	0	49,482,775
6	財団法人 藤沢市まちづくり協会 シルバー人材センター	8,700,000	0	33,352,000
7	公益社団法人 小田原市シルバー人材センター	8,700,000	0	10,005,000
8	公益社団法人 茅ヶ崎市シルバー人材センター	8,700,000	0	28,663,410
9	公益社団法人 相模原市シルバー人材センター	17,400,000	0	102,938,032
10	公益社団法人 三浦市シルバー人材センター	8,700,000	0	11,545,000
11	公益社団法人 秦野市シルバー人材センター	7,100,000	0	18,448,000
12	公益社団法人 厚木市シルバー人材センター	8,700,000	0	41,621,000
13	公益社団法人 大和市シルバー人材センター	7,100,000	0	26,900,000
14	公益社団法人 伊勢原市シルバー人材センター	7,100,000	0	11,370,000
15	公益社団法人 海老名市シルバー人材センター	7,100,000	0	20,000,000
16	公益社団法人 座間市シルバー人材センター	7,409,000	0	14,500,000
17	公益社団法人 南足柄市シルバー人材センター	7,100,000	0	14,316,000
18	公益社団法人 綾瀬市シルバー人材センター	7,100,000	0	9,500,000
19	公益社団法人 寒川町シルバー人材センター	7,100,000	0	21,783,000
20	公益社団法人 開成町シルバー人材センター	3,600,000	0	3,600,000
21	公益社団法人 愛川町シルバー人材センター	7,000,000	0	7,000,000
22	葉山町生きがい事業団	0	1,530,000	9,214,000
23	一般社団法人 大磯町シルバー人材センター	0	1,530,000	0
24	一般社団法人 二宮町シルバー人材センター	0	1,530,000	6,788,400
25	中井町生きがい事業団	0	1,530,000	3,924,000
26	大井町生きがい事業団	1,800,000	0	1,800,000
27	松田町生きがい事業団	0	1,530,000	5,335,000
28	山北町生きがい事業団	0	1,530,000	3,600,000
29	一般社団法人 箱根町シルバー人材センター	0	1,530,000	3,800,000
30	真鶴町生きがい事業団	0	1,530,000	4,000,000
31	湯河原町生きがい事業団	0	1,530,000	4,750,000
32	清川村生きがい事業団	0	1,530,000	3,300,000



## 会員の就業実績状況

## (1) 事業実績

平成24年度は、契約金額127,739,096円（前年度比100.2%）、配分金額101,014,199円（前年度比101.8%）の実績でした。

## 請負・委任事業

区分/事項		受注件数 (件)	延人員 (人日)	契約金額 (円)	配分金額 (円)
公共 事業	23年度	26	21,925	71,971,298	56,292,520
	24年度	24	20,423	62,830,433	48,436,728
	年度比	92.3%	93.1%	87.3%	86.0%
民間 事業	23年度	1,241	14,244	55,449,415	42,946,002
	24年度	1,312	16,975	64,908,663	52,577,471
	年度比	105.7%	119.2%	117.1%	122.4%
合計	23年度	1,241	36,169	127,420,713	99,238,522
	24年度	1,336	37,398	127,739,096	101,014,199
	年度比	107.7%	103.4%	100.2%	101.8%

シルバー派遣事業（神奈川県シルバー人材センター連合会の実績になり、手数料が寒川町の実績となる）

事項	受注件数 (件)	延人員 (人日)	契約金額 (円)	会員賃金 (円)	手数料 (円)
実績	6	217	2,134,982	1,714,533	191,077

## (2) 職種別の事業実績

## 請負・委任事業

区分/事項		受注件数 (件)	延人員 (人日)	契約金額 (円)	比率	配分金額 (円)
職群 別内 訳	技術	11	262	1,263,794	0.99%	1,072,225
	技能	728	3,673	23,119,008	18.10%	17,008,770
	事務	0	0	0	0.00%	0
	管理	20	7,013	23,688,986	18.54%	15,239,220
	折衝外交	0	0	0	0.00%	0
	一般作業	550	20,542	73,705,962	57.70%	62,257,747
	サービス	27	5,908	5,961,346	4.67%	5,436,237
	その他	0	0	0	0.00%	0
合計		1,336	37,398	127,739,096	100.00%	0

## (3) 会員の就業状況（月次平均）

区分	会員数 (人)	就業実人員 (人)	就業率
平成17年度	327	266	81.35%
平成18年度	314	262	83.44%
平成19年度	311	255	81.99%
平成20年度	300	245	81.67%
平成21年度	309	242	78.32%
平成22年度	347	268	77.23%
平成23年度	328	271	82.62%
平成24年度	344	277	80.52%

## 正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

科目	(単位:円)		増減
	当年度	前年度	
I 一般正味財産増減の部			
I. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	119,954,581	121,106,037	△ 1,151,456
受取配分金	94,064,365	95,591,384	△ 1,527,019
受取材料費等	18,009,670	17,519,125	490,545
受取事務費	7,880,546	7,995,528	△ 114,982
労働者派遣事業等収益	0	0	0
労働者派遣事業収益	0	0	0
受取会費	739,000	686,000	53,000
正会員受取会費	718,000	674,000	44,000
賛助会員受取会費	21,000	12,000	9,000
受取補助金等	29,993,000	30,867,000	△ 874,000
受取連合交付金	8,800,000	9,500,000	△ 700,000
町補助金	21,193,000	21,367,000	△ 174,000
受取負担金	385,500	1,089,500	△ 704,000
受取負担金	385,500	1,089,500	△ 704,000
雑収益	185,549	887,055	△ 701,506
受取利息	4,166	3,006	1,160
雑収益	181,383	884,049	△ 702,666
経常収益計	151,257,630	154,635,592	△ 3,377,962
(2) 経常費用			
事業費	136,958,115	141,593,754	△ 4,635,639
支払配分金	94,064,365	95,591,384	△ 1,527,019
支払材料費等	6,877,380	7,776,434	△ 899,054
受託事業費返金支出		91,346	△ 91,346
給与手当	18,861,823	18,927,575	△ 65,752
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	3,114,580	2,834,934	279,646

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
旅費交通費	19,580	77,460	△ 57,880
通信運搬費	1,279,215	1,135,392	143,823
会議費	0	0	0
什器備品費	333,800	0	333,800
消耗品費	500,087	304,687	195,400
修繕費	614,455	397,057	217,398
印刷製本費	210,734	216,377	△ 5,643
燃料費	29,645	27,590	2,055
光熱水料	1,738,556	1,671,037	67,519
賃借料	2,944,156	5,572,528	△ 2,628,372
保険料	1,422,360	1,476,730	△ 54,370
諸謝金	31,000	20,000	11,000
租税公課	439,400	389,300	50,100
負担金	0	0	0
組織活動助成費	869,435	1,470,010	△ 600,575
委託費	3,551,778	3,573,203	△ 21,425
教材費	0	1,600	△ 1,600
講習管理費	0	0	0
支払手数料	17,315	18,480	△ 1,165
雑費	38,451	20,630	17,821

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
管理費			
役員報酬	11,349,949	13,135,274	△ 1,785,325
給与手当	3,498,300	3,549,470	△ 51,170
臨時雇賃金	4,140,398	4,154,834	△ 14,436
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	683,688	622,302	61,386
福利厚生費	900,000	1,065,000	△ 165,000
職員人件費返金支出	55,111	26,131	28,980
会議費	32,812	592,199	△ 592,199
役員等旅費交通費	0	2,877	29,935
旅費交通費	0	240,709	△ 240,709
通信運搬	0	0	0
減価償却費	1,270,367	2,030,918	△ 760,551
什器備品費	0	0	0
消耗品費	0	0	0
修繕費	0	41,285	△ 41,285
印刷製本費	0	0	0
燃料費	0	0	0
光熱水料費	0	0	0
賃借料	261,953	261,953	0
保険料	0	0	0
諸謝金	0	0	0
租税公課	0	0	0
支払負担金	259,200	248,700	10,500
委託料	112,341	112,341	0
支払手数料	40,635	26,645	13,990
雑費	95,144	159,910	△ 64,766
経常費用計	148,308,064	154,729,028	△ 6,420,964
当期経常増減額	2,949,566	△ 93,436	3,043,002

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
過年度収益修正			△ 3,648,743
前期除却損過大収支修正	0	3,648,743	0
過年度収益修正(車輛運搬具)	0	3,566,866	△ 3,566,866
過年度収益修正(什器備品)	0	81,877	△ 81,877
固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	3,648,743	△ 3,648,743
(2) 経常外費用			
固定資産			
什器備品			
特定資産取得			
退職給与引当資産取得支出			
財政運営資金積立資産取得支出			
固定資産除却損	0	840,324	△ 840,324
車輛運搬具除却損	0	840,324	△ 840,324
什器備品除却損	0	0	0
過年度損失修正	0	6,022,142	△ 6,022,142
過年度損失修正	0	6,022,142	△ 6,022,142
過年度損失修正	0	6,022,142	△ 6,022,142
固定資産売却(除却)損	0	0	0
経常外費用計	0	6,862,466	△ 6,862,466
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額	0	△ 3,213,723	3,213,723
当期一般正味財産増減額	2,949,566	△ 3,307,159	6,256,725
一般正味財産期首残高	5,172,344	8,479,503	△ 3,307,159
一般正味財産期末残高	8,121,910	5,172,344	2,949,566

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
II 指定正味財産増減の部			
(1) 収益			
収益計			
(2) 費用			
費用計			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高	8,121,910	5,172,344	2,949,566
III 正味財産期末残高			

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、平成18年度以前は定額法で実施し平成19年度以降は定率法により減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上方法

職員退職手当支給規程に基づき、職員の退職金を支給するため、退職金を積み立てている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0	0
運用資金積立資産	5,157,000	0	0	5,157,000
小計	5,157,000	0	0	5,157,000
合計	5,157,000	0	0	5,157,000

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
特定資産				
退職給付引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0	0
運用資金積立資産	5,157,000	0	5,157,000	0
小計	5,157,000	0	5,157,000	0
合計	5,157,000	0	5,157,000	0

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	12,037,414	10,908,795	1,128,619
什器備品	4,645,330	3,997,479	647,851
合計	16,682,744	14,906,274	1,776,470

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
補助金					
連合交付金	国	0	8,800,000	8,800,000	0
町補助金	町	0	21,193,000	21,193,000	0
合計		0	29,993,000	29,993,000	0

## 貸借対照表

平成23年 3月31日現在

(単位:円)

科目	合計	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1.流動資産			
現金	133,419	119,724	13,695
普通預金	2,879,841	438,763	2,441,078
未収金	6,429,352	6,178,322	251,030
立替金	411,611	341,303	70,308
前払金	125,980	0	125,980
流動資産合計	9,980,203	7,078,112	2,902,091
2.固定資産			
(1)特定資産			
退職給与引当預金	0	0	0
減価償却引当預金	0	0	0
運用資金積立預金	5,157,000	5,157,000	0
特定資産合計	5,157,000	5,157,000	0
(2)その他の固定資産			
車両運搬具	1,128,619	2,084,308	△ 955,689
什器備品	647,851	962,529	△ 314,678
電話加入権	141,124	141,124	0
その他の固定資産合計	1,917,594	3,187,961	△ 1,270,367
固定資産合計	7,074,594	8,344,961	△ 1,270,367
資産合計	17,054,797	15,423,073	1,631,724
<b>II 負債の部</b>			
1.流動負債			
未払金	7,597,637	8,196,306	△ 598,669
前受金	409,798	60,602	349,196
預り金	925,452	1,993,821	△ 1,068,369
流動負債合計	8,932,887	10,250,729	△ 1,317,842
2.固定負債			
退職給与引当金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	8,932,887	10,250,729	△ 1,317,842
<b>III 正味財産の部</b>			
1.指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	( )	( )	( )
(うち特定資産への充当額)	( )	( )	( )
2.一般正味財産	8,121,910	5,172,344	2,949,566
(うち基本財産への充当額)	( )	( )	( )
(うち特定資産への充当額)	( )	( )	( )
正味財産合計	8,121,910	5,172,344	2,949,566
負債及び正味財産合計	17,054,797	15,423,073	1,631,724



平成22年度 財産目録

平成23年 3月31日現在

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	133,419		
預金			
普通預金さがみ農協寒川支店	1,710,652		
普通預金さがみ農協寒川支店	1,080,924		
普通預金さがみ農協寒川支店	1,003		
普通預金さがみ農協寒川支店	217		
普通預金横浜銀行寒川支店	87,045		
未収金	6,429,352		
立替金	411,611		
前払金	125,980		
流動資産合計		9,980,203	
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給与引当預金			
減価償却引当預金			
運用資金積立預金	5,157,000		
特定資産合計	5,157,000		
(2) その他の固定資産			
車両運搬具	1,128,619		
什器備品	647,851		
電話加入権	141,124		
その他の固定資産合計	1,917,594		
固定資産合計		7,074,594	
資産合計			17,054,797
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,597,637		
前受金	409,798		
預り金	925,452		
流動負債合計		8,932,887	
2. 固定負債			
退職給与引当金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			8,932,887
III 正味財産の部			
正味財産			8,121,910

## 正味財産増減計算書

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

科目	(単位：円)		増減
	当年度	前年度	
I一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
受取事業収益	127,420,713	119,954,581	7,466,132
受取配分金	99,238,522	94,064,365	5,174,157
受取材料費等	19,883,777	18,009,670	1,874,107
受取事務費	8,298,414	7,880,546	417,868
労働者派遣事業等受託収益	15,868	0	15,868
労働者派遣事業等受託収益	15,868	0	15,868
受取会費	687,500	739,000	△ 51,500
正会員受取会費	666,500	718,000	△ 51,500
賛助会員受取会費	21,000	21,000	0
受取補助金等	28,883,000	29,993,000	△ 1,110,000
受取連合交付金	7,100,000	8,800,000	△ 1,700,000
受取町補助金	21,783,000	21,193,000	590,000
受取負担金	489,000	385,500	103,500
受取負担金	489,000	385,500	103,500
受取寄附金	0	0	0
受取寄附金	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
雑収益	180,178	185,549	△ 5,371
受取利息	3,341	4,166	△ 825
雑収益	176,837	181,383	△ 4,546
経常収益計	157,676,259	151,257,630	6,418,629

科目	当年度	前年度	増減
(2) 経常費用			0
事業費	144,695,135	136,958,115	7,737,020
支払配分金	99,238,522	94,064,365	5,174,157
支払材料費等	8,005,352	6,877,380	1,127,972
役員報酬	0	0	0
給料手当	19,321,304	18,861,823	459,481
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	3,019,642	3,114,580	△ 94,938
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
会議費	0	0	0
役員等旅費交通費	0	0	0
旅費交通費	31,740	19,580	12,160
通信運搬費	906,967	1,279,215	△ 372,248
減価償却費	628,161	0	628,161
什器備品費	563,300	333,800	229,500
消耗品費	558,598	500,087	58,511
修繕費	743,890	614,455	129,435
印刷製本費	42,406	210,734	△ 168,328
光熱水料費	1,620,596	1,738,556	△ 117,960
賃借料	2,575,278	2,944,156	△ 368,878
保険料	1,761,200	1,422,360	338,840
諸謝金	15,000	31,000	△ 16,000
租税公課	701,447	439,400	262,047
支払負担金	0	0	0
組織活動助成費	807,972	869,435	△ 61,463
委託費	4,096,210	3,551,778	544,432
教材費	0	0	0
訓練委託費	0	0	0
作業適応訓練費	0	0	0
支払手数料	24,675	17,315	7,360
燃料費	32,875	29,645	3,230
雑費	0	38,451	△ 38,451

科目	当年度	前年度	増減
管理費	10,943,920	11,349,949	△ 406,029
役員報酬	3,486,750	3,498,300	△ 11,550
給料手当	4,226,073	4,140,398	85,675
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	622,548	683,688	△ 61,140
退職給付費用	900,000	900,000	0
福利厚生費	62,427	55,111	7,316
会議費	5,397	32,812	△ 27,415
役員等旅費交通費	98,100	0	98,100
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	159,695	0	159,695
減価償却費	68,513	1,270,367	△ 1,201,854
什器備品費	0	0	0
消耗品費	137,445	0	137,445
修繕費	0	0	0
印刷製本費	126,000	0	126,000
光熱水料費	0	0	0
賃借料	190,948	261,953	△ 71,005
保険料	0	0	0
諸謝金	0	0	0
租税公課	0	0	0
支払負担金	240,200	259,200	△ 19,000
委託費	541,870	112,341	429,529
支払手数料	38,430	40,635	△ 2,205
支払委託金等返還	0	0	0
雑費	39,524	95,144	△ 55,620
経常費用計	155,639,055	148,308,064	7,330,991
当期経常増減額	2,037,204	2,949,566	△ 912,362

科目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,037,204	2,949,566	△ 912,362
一般正味財産期首残高	8,121,910	5,172,344	2,949,566
一般正味財産期末残高	10,159,114	8,121,910	2,037,204
II 指定正味財産増減の部			0
(1) 収益			0
収益計	0	0	0
(2) 費用			0
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	10,159,114	8,121,910	2,037,204

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、平成18年度以前は定額法で実施し平成19年度以降は定率法により減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上方法

職員退職手当支給規程に基づき、職員の退職金を支給するため、退職金を積み立てている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期残高	当期増加額	当期減少	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	696,674	0	696,674
運用資金積立資産	5,157,000	0	0	5,157,000
小計	5,157,000	696,674	0	5,853,674
合計	5,157,000	696,674	0	5,853,674

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	696,674	0	696,674	0
運用資金積立資産	5,157,000	0	5,157,000	0
小計	5,853,674	0	5,853,674	0
合計	5,853,674	0	5,853,674	0

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	12,037,414	11,319,617	717,797
什器備品	4,645,330	4,283,331	361,999
合計	16,682,744	15,602,948	1,079,796

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
補助金					
連合交付金	国	0	7,100,000	7,100,000	0
町補助金	町	0	21,783,000	21,783,000	0
合計		0	28,883,000	28,883,000	0

## 貸借対照表

平成24年 3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	123,753	133,419	△ 9,666
普通預金	5,508,984	2,879,841	2,629,143
定期預金	0	0	0
未収金	6,822,934	6,429,352	393,582
立替金	541,581	411,611	129,970
前払金	601,040	125,980	475,060
流動資産合計	13,598,292	9,980,203	3,618,089
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	0	0	0
減価償却引当資産	696,674	0	696,674
運用資金積立資産	5,157,000	5,157,000	0
特定資産合計	5,853,674	5,157,000	696,674
(2) その他固定資産			
車輛運搬具	717,797	1,128,619	△ 410,822
什器備品	361,999	647,851	△ 285,852
電話加入権	141,124	141,124	0
敷金	0	0	0
預託金	0	0	0
その他固定資産合計	1,220,920	1,917,594	△ 696,674
固定資産合計	7,074,594	7,074,594	0
資産合計	20,672,886	17,054,797	3,618,089
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	7,918,605	7,597,637	320,968
前受金	1,370,428	409,798	960,630
預り金	1,224,739	925,452	299,287
仮受金	0	0	0
流動負債合計	10,513,772	8,932,887	1,580,885
2. 固定負債			
退職給付引当金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	10,513,772	8,932,887	1,580,885
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( )
2. 一般正味財産	10,159,114	8,121,910	2,037,204
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( )
(うち特定資産への充当額)	( 5,853,674 )	( 5,157,000 )	( 696,674 )
正味財産合計	10,159,114	8,121,910	2,037,204
負債及び正味財産合計	20,672,886	17,054,797	3,618,089

平成23年度 財産目録

平成24年 3月31日現在

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金	123,753		
預金			
普通預金さがみ農協寒川支店	4,054,212		
普通預金さがみ農協寒川支店	1,053,401		
普通預金横浜銀行寒川支店	401,371		
未収金	6,822,934		
立替金	541,581		
前払金	601,040		
流動資産合計		13,598,292	
2.固定資産			
(1)特定資産			
退職給与引当預金			
減価償却引当預金	696,674		
運用資金積立預金	5,157,000		
特定資産合計	5,853,674		
(2)その他の固定資産			
車両運搬具	717,797		
什器備品	361,999		
電話加入権	141,124		
その他の固定資産合計	1,220,920		
固定資産合計		7,074,594	
資産合計			20,672,886
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	7,918,605		
前受金	1,370,428		
預り金	1,224,739		
流動負債合計		10,513,772	
2.固定負債			
退職給与引当金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			10,513,772
III 正味財産の部			
正味財産			10,159,114



## H25.8.2 実施の外部評価委員会によるヒアリングにおいて、

### 後日回答としたものに係るまとめ 【高齢介護課】

#### 《シルバー人材支援センター支援事業》

○センター常勤職員人数の経緯（4人必要であること理由）

→シルバー人材センター常勤職員の経緯としては、

平成7年（設立時）	正職員2名	嘱託職員3名	
平成13年	正職員2名	嘱託職員2名	臨時職員2名
平成14年	正職員2名	嘱託職員2名	臨時職員2名
平成15年	正職員3名		臨時職員1名
平成16年	正職員3名		臨時職員1名
平成17年～	正職員4名		

なお、全国シルバー人材センター事業協会発行の「シルバー人材センター運営の手引き」によると、補助金上の人件費算出基準において、当シルバー人材センター（当時Dランク）の事務局構成（職員数）は、最低限5名の人員配置が必要とされております。

また、当センターの職員構成は若年者等を採用し、長期勤続によるキャリア形成に重点をおいています。

【別紙1「センター常勤職員数の経緯」

『シルバー人材センター運営の手引抜粋』及び『職務分担表』を参照】

○①センターの支出のうち、H24年度の委託費(920,602円)の詳細内容

→平成24年度の委託費の詳細については、

事業用PC保守料	41,952円	
事業用PCライセンス許諾料	132,900円	
複写機保守料	85,680円	
法人登記委託料	184,000円	
経理事務相談料	73,500円	
看板作製委託料	35,700円	
広告掲載料	89,250円	
プリンター保守料	102,900円	
会員及び仕事募集チラシ作製委託料	174,720円	となります。

②正味財産増減計算書(2)経常費用 委託費支出(事業費)¥3,518,209の詳細内容

→シルバー人材センター事業と指定管理事業の2つに分かれており、詳細については、

・シルバー人材センター事業	1,198,660円
事業用PC保守料	191,148円
事業用PCライセンス許諾料	605,460円
就業用倉庫エレベーター保守点検料	120,750円
車検代行料	37,945円
印刷機保守料	52,500円
チラシ配布委託料	171,957円

- ・指定管理業務 2,319,549 円
  - パソコン教室用 PC 保守料 481,944 円
  - 警備業務委託料 630,000 円
  - 昇降機設備保守料 554,400 円
  - カラオケ保守料 126,000 円
  - 電気設備点検委託料 143,640 円
  - 消防設備機器点検委託料 97,965 円
  - 自動ドア定期保守料 84,000 円
  - 清掃業務委託料 201,600 円

となります。

【別紙2「総勘定元帳」を参照】※省略

○県内各センターへの国庫補助金の支給根拠（本当に会員数による定額補助なのか？）

→平成25年5月16日付け職発0516第36号厚生労働省職業安定局長から示された「平成25年度シルバー人材センター事業の執行方針について」が国庫補助金の支給根拠となります。

【別紙3「平成25年度シルバー人材センター事業の執行方針について」を参照】

○センター職員の給料が町役場職員と同等であることの理由（経緯がわかる範囲で回答をお願いします）

→法人設立時より、担当課を通じ町執行部と調整し、了承を得たうえで、当社職員給与規定を策定、施行しています。

## ○センター常勤職員数の経緯

## シルバー人材センター運営の今引 抜粋

派遣に伴う諸問題が検討されています。ここではその是非を論じるものではありませんが、公務員の派遣における法理論の整備がなされていない現状においては、センターへの公務員派遣は、設立当初（立ち上がり時期）を除き可能なかぎり抑えていく方向が望ましいと考えられます。また、センターにおいても派遣職員を受け入れる場合は、少なくとも派遣職員の人件費は行政負担とするか、またはその人件費分を超過負担とするよう申し入れていく必要があります。これらの措置がないまま、センター事業運営費補助金本体から派遣職員人件費を支出するようなことになれば、円滑な事務局運営に支障をきたすことになるからです。

\*「地方公共団体における人事交流の現状と課題－第三セクター等への職員派遣について」  
〔本項は、馬渡淳一郎著「三者間労務供給契約の研究」(総合労働研究所 1992)を参考にしました。〕

## 3—事務局構成

## (1) 職員数

一般的なセンターの事務局構成としては、事務局長の下に職員数人を置くというのですが、職員総数を何名置かなければならないかは定められていません。センターの財政規模等と業務の現状からみて必要な人数を配置すればよいのですが、センターは国庫補助金を交付されており、補助金上の人件費積算基準においては、次のように補助金のランクごとに最低限の人数が算出されております。

Aランク	8名(うち1名は臨時職員でもよい)	および安全就業推進員
Bランク	6名	同上
Cランク	6名(うち1名は臨時職員でもよい)	同上
Dランク	5名	同上

センターによっては市区町村が補助金を超過負担(国の対応額を超える額)しているところがありますので、職員数に上限はありませんが、下限としてこの人数は置く必要があります。

なお、福祉・家事援助サービス推進事業の補助金を交付されているセンターはコーディネーター職員を加算することとなります。

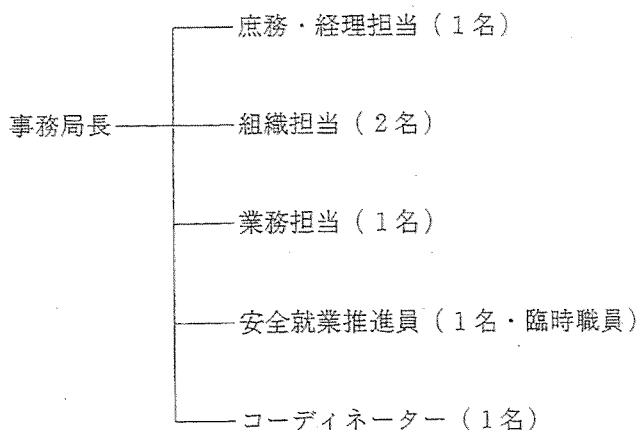
広域センターの補助金限度額は各ランクの1.5倍ですから、職員数の積算基準も次のようになります。

Aランク	12名(うち1名は臨時職員でもよい)	および安全就業推進員
Bランク	9名	同上
Cランク	9名(うち1名は臨時職員でもよい)	同上
Dランク	7～8名	同上

広域センターにあつては、構成市町村ごとに支部を置いているのが通常ですから、特に実情に応じた職員数を確保する必要があります。ただ、支部ごとに必ずしも職員を配置しなければならないわけではありません。ある支部管轄地域の会員数や発注量が極端に少なく、支部事務所に職員が常駐するコストパフォーマンスが低い場合などは、隣接する支部や本部が管理する形態でもやむを得ないでしょう。

広域センターの事務局体制で最も重要なポイントは、限りある職員を支部の数に応じて拡散配置した結果、逆に本部機能が低下することを避けることです。本部機能を拡充強化することで、支部ごとに1名ずつ職員を配置するより効果的に運営することが可能である場合もあります。

事務局組織の最も小規模な例は次のようになります（コーディネーターを配置している場合）。



各センターはこの基本形をベースとして、規模・財政に応じてバリエーションを考えていけばよいのです。

## (2) 職員の職務分掌

事務局職員の職務分掌については、次ページに一般例を掲げておきましたので、センターの規模、職員数の実情に応じて編成してください。

事務分担表

職名	氏名	作業項目	従事割合
常務理事		事業計画並びに予算・決算の総合調整に関する事	30%
		事業取り組みの施策に関する事	20%
		職員の人事及び福利厚生に関する事。	20%
		その他、事務局の総合調整に関する事	20%
事務局長	事務統括	事務局の統括に関する事。	20%
		総会、理事会、正副班長会の開催運営に関する事。	15%
		経理に関する事の統括。	15%
		事業計画並びに予算・決算に関する事。	10%
		会員の増強及び就業機会の開拓に関する事	10%
		金銭及び納品の出納に関する事総括。	
		職員の人事及び福利厚生に関する事。	
		定款、規定等の制定・改廃に関する事。	
		各種委員会に関する事	
		資産の管理及び処分に関する事。	30%
		安全運転管理者に関する事	
		ふれあいセンターの苦情に関する事	
		派遣事業に関する事	
正職員	業務担当	配分金に関する事。	20%
		公共の業務に関する事。	15%
		会員の就業に関する事。	15%
		諸会議に関する事。	
		会員の入退会に関する事。	
		民間、一般家庭、公共の就業調整に関する事。	
		作業申し込みに関する事	
		会員の入会説明会に関する事。	
		会員の就業に係る各種書類の発行に関する事	
		事故対応に関する事	40%
		就業に係わる統計に関する事。	
		登記関係に関する事。	
		無料職業紹介に関する事。	
		就業の備品管理に関する事。	
		総会に関する事	
		国、県へ事業に係る報告に関する事	
		会員交流会に関する事	
		自販機に関する事。	
		労働協定締結に関する事	
		発注者からの支払いに関する事	
		ふれあいセンターの利用受付に関する事	10%
		会員からの相談に関する事	
		公共各種申請書に関する事	
簡易な修繕に関する事			
各種イベントに関する事			
正職員	庶務・経理担当	経理に関する事。	35%
		国庫補助金および町補助金に関する事。	10%
		ふれあいセンターに関する事	10%
		支払に関する事。	10%
		パソコン教室に関する事	
		職員の給与に関する事。	
		入金処理に関する事	
		自動車の運用に関する事。	
		役員の報酬に関する事	
		文書の收受・発送・編集及び保管に関する事	20%
		派遣事業に関する事	
		広報誌に関する事	
		金銭及び納品の出納に関する事。	
		傷害保険及び損害保険に関する事。	
		HPに関する事	
		消費税に関する事。	
		社会保険に関する事。	
		労働保険に関する事	
		職員の服務に関する事	15%
研修・講習及び教養に関する事。			
旅費等に関する事。			
各種イベントに関する事			
正職員	業務担当	一般家庭・企業の受託事業に関する事	50%
		派遣事業に関する事	10%
		室内内職班に関する事	10%
		会員の就業に関する事	10%
		安全就業に関する事	
		就業創出に関する事	
		事故の対応に関する事	
		会員の入退会に関する事	20%
		総会に関する事	
		就業の備品管理に関する事	
各種イベントに関する事			

職発 0516 第 36 号  
平成 25 年 5 月 16 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

平成 25 年度シルバー人材センター事業の執行方針について

平成 25 年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）に係る平成 25 年度シルバー人材センター事業執行方針を別紙のとおり定め、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

また、本執行方針に基づき平成 13 年 11 月 1 日付け厚生労働省発職高第 170 号厚生労働事務次官通知の別紙「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱」第 4 条に係る基準額の算定を行うものとする。

なお、シルバー人材センター連合、都道府県及び関係市区町村への周知をお願いする。

## 平成25年度シルバー人材センター事業執行方針

### I 基本的事項

- 1 高年齢者就業機会確保事業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。）第40条に基づく補助事業であり、シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）に対して高年齢者就業機会確保事業費等補助金（以下「シルバー補助金」という。）を交付するものである。

なお、シルバー補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部（以下「本部」という。）及びシルバー連合の活動拠点（以下「活動拠点」という。）ごとに、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ国の予算の範囲内において（補助限度額を設ける。）交付することを基本とする。ただし、地方公共団体からの補助金の額が、国が予定する補助限度額に達しない場合は、国の補助限度額にかかわらず、当該地方公共団体からの補助金の額をシルバー補助金の額とする。

- 2 シルバー補助金の交付を受けるシルバー連合は、一般社団法人又は一般財団法人とし、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととする。
- 3 シルバー人材センターの機能強化とこれを支える自主的運営基盤の確立に向け、シルバー補助金が交付されるシルバー連合は、引き続き、その運営の効率化、運営基盤の強化に努めることとする。
- 4 シルバー補助金は、平成13年11月1日付厚生労働省発職高第170号厚生労働事務次官通知の別紙「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）のほか本執行方針に基づき交付する。
- 5 シルバー補助金に関する書類は、都道府県労働局長を経由して厚生労働本省へ提出することとする。

また、シルバー補助金に関して厚生労働大臣等から通知を行う場合、都道府県労働局長を経由してシルバー連合等へ通知することとする。

- 6 シルバー補助金の交付は、都道府県労働局長を通じて行うこととする。
- 7 シルバー補助金を活用して取得した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱第15条に基づき、適切な取扱いを行うものとする。

### II 本部・活動拠点運営費補助事業

- 1 運営費補助単価限度額（以下「運営費限度額」という。）及び運営費の格付けは、別表の1及び2のとおりとする。
- 2 運営費補助人件費限度額（以下「人件費限度額」という。）は、別表のとおりとし、該当する都道府県シルバー連合の限度額を超えないこととする。

- 3 運営費補助金（以下「運営費」という。）の総額は、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ上記1の運営費限度額以下とし、シルバー連合本部は、当該国庫補助対象経費に係る地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。また、活動拠点においては、活動拠点ごとの国庫補助対象経費に係る地方公共団体からの補助金（企画提案方式による事業を除く補助金の合計）額を超えないこととする。
- 4 運営費の種目の人件費の額は、上記2の人件費限度額以下とする。  
なお、人件費の対象は、正規職員（いわゆるプロパー職員）のみとする。  
※ 正規職員とは、雇用期間の定めのない常用雇用者（定年退職まで雇用する者）をいう。  
正規職員以外の職員等については、管理費の賃金または事業費の諸謝金により対応する。
- 5 広域の運営費国庫補助対象活動拠点における運営費の額は、運営費限度額の1.5倍を限度額とする。  
なお、平成25年度途中に広域となる場合、当該年度は適用しない。
- 6 新規国庫補助活動拠点の基準は、平成25年4月1日から平成26年3月31日において、会員数100人以上かつ年間就業延人員数5,000人日以上が見込めるところとする。
- 7 年度途中の国庫補助開始又は国庫補助終了は、該当する月数の12月に対する割合を乗じてシルバー補助金の額を算定する（千円未満切り捨て）。

### Ⅲ シルバー人材センター事業機能強化推進事業

本事業は、各活動拠点における就業機会や会員数の増大などの機能を強化し、各活動拠点の自立を促進するため、補助を行うこととする。

- (1) 補助金の額は、国庫補助対象経費に係る運営費と当該事業の計が地方公共団体からの補助（企画提案事業を除く）額を越えないこととする。

※ 但し、別表に定める単価限度額を超える流用（受入）や振替を実施する場合は、別途作成する事業計画に増額する内容を反映させること。

- (2) 広域の活動拠点、市町村合併による激変緩和措置における補助金の額は、補助単価限度額に加算倍率を乗じた額とする。

なお、平成25年度途中に広域、市町村合併により同一の活動拠点となる場合、当該年度は適用しない。

- (3) 国庫補助対象経費は、交付要綱「別表」中の「1 区分 事業費」「2 シルバー人材センター事業機能強化推進事業」「4 対象経費」とする。
- (4) 年度途中の国庫補助開始又は国庫補助終了は、該当する月数の12月に対する割合を乗じてシルバー補助金の額を算定する（千円未満切り捨て）。
- (5) 連合本部は、対象外とするが、平成26年度以降は対象とすることとする。

### Ⅳ 企画提案方式による事業実施

本事業は、地域社会における「教育」、「子育て」、「介護」、「環境」、「第一



次産業」、「観光」分野の需要に対応するため、シルバー連合又は活動拠点と地方公共団体が連携し、共同で企画提案した事業を行うものである。

- (1) 補助金の額は、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ補助単価限度額以下とする。

なお、本部及び活動拠点ごとの国庫補助対象経費に係る地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。

- (2) 補助単価限度額については、別表のとおりとする。

ただし、補助単価限度額のうち、100万円については設備機器を要する場合の事業設備費とし、事業実施初年度に限るものとする。

- (3) 国庫補助対象経費は、交付要綱「別表」中の「1 区分 事業費」「2 種目 企画提案方式にかかる事業」（平成24年度以降に採択された事業については、広域及び単独の区分は廃止し、全て単独の扱いとする。）の「4 対象経費」とする。

- (4) 本事業を実施するシルバー連合及び活動拠点は、事業継続の可否を判定するため、別に定めるところにより事業評価を行い、当該評価の実施状況から、翌年度の補助を決定するものとする。

なお、途中で中断又は終了した場合は、補助期間は延長しない。

- (5) 交付申請書等の記入は、採択事業毎とすること。

## V その他

### 1 活動拠点の統合等に係る補助金の取扱い

別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いについて」参照のこと。

### 2 その他

- (1) 本執行方針は、平成25年4月1日から適用する。

- (2) 交付申請期限は、平成25年5月15日とする。

交付要綱第7条により、「交付申請書が到達した日から起算して、原則として1月以内に内容を審査し、交付決定通知する」ことを必要としているため、到達日（都道府県労働局長が受理した日）が申請期限を越えた場合には、交付決定しない場合もあるので、必ず期限を厳守すること。

ただし、平成25年4月1日までに予算が成立しない場合は、交付申請期限を平成25年5月31日まで延長することとする。

なお、都道府県労働局長は、内容の審査等を経て、遅くとも交付申請書受理後1週間以内に厚生労働本省へ進達すること。

- (3) 国庫補助対象の支部（支所）を有する活動拠点におけるシルバー補助金の申請については、従来の申請書に加え、本部（本所）及び支部（支所）を総括した申請書を新たに提出すること。

- (4) 運営費及び機能強化推進事業においては、支部（支所）にも補助単価限度額を適用するものとする。

- (5) 変更交付に係る事務処理については、別途連絡することとする。

- (6) シルバー補助金の額は、交付要綱第4条の別表の第2欄に定める種目ごとに千円未満切り捨てとする。

## 別表

### 1 【運営費補助単価限度額】

(1) シルバー人材センター連合本部 (単位：千円)

8, 900
--------

(2) シルバー人材センター連合活動拠点【補助単価限度額】

(単位：千円)

格付	A	B	C	新規
補助単価限度額 (総計)	8, 700	7, 100	5, 600	5, 600
うち運営費	7, 200	5, 600	4, 100	4, 100
うち機能強化推進事業費	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500

※広域又は市町村合併による激変緩和措置の対象団体については、補助単価限度額に加算倍率を乗じた額を限度額とする。

ただし、市町村合併による激変緩和措置の対象団体のうち、別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いについて」の【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】により丈比べを行う活動拠点であって、「統合前格付限度額の総額」を適用する場合は、当該額とする。

※シルバー人材センター事業機能強化推進事業については、補助単価限度額(総計)を超えない中で運営費補助事業から振り替えることは問題ないこととする。

ただし、運営費に振り替えることは認めないものとする。

(3) 企画提案方式による事業

- ・平成23年度に採択された企画提案方式による事業（単独型・広域型）

【補助単価限度額】（単位：千円）

《事業実施2年目以降》

事業費	事業設備費
2,000	0

※平成23年度において新規採択した事業については、平成25年度末までとする。

- ・平成24年度以降に採択された企画提案方式による事業

【補助単価限度額】（単位：千円）

事業費	事業設備費
2,000	1,000

※全ての分野における、補助対象期間は企画提案事業の立ち上げ期間に限定し、最大3年度とする。

※初年度に限り1事業に係る限度額を3,000千円とし、2年目及び3年目については、運営費のみ2,000千円を限度額とする。

(4) 運営費補助人件費限度額【シルバー人材センター連合全体の限度額】

各都道府県シルバー人材センター連合において、次の条件により算出した額を運営費補助人件費限度額とする。

《条件》

- ・各都道府県シルバー人材センター連合内の連合本部及び活動拠点の該当するランク別人件費算定額（参考）の合計額。

・ランクについては、別表2の運営費格付けによるランクを適用する。

なお、広域による加算対象団体又は市町村合併による激変緩和措置の対象団体については、該当するランク別人件費算定額に加算倍率を乗じた額とする。

ただし、市町村合併による激変緩和措置の対象団体のうち、別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いについて」の【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】により文比べを行う活動拠点であって、「統合前格付限度額の総額」を適用する場合は、当該額とする。

《参考：ランク別人件費算定額》

シルバー人材センター連合本部【運営費補助人件費限度額】（単位：千円）

4, 692
--------

シルバー人材センター連合活動拠点【運営費補助人件費限度額】

(単位：千円)

格付	A	B	C	新規
人件費限度額	6, 256	4, 692	3, 128	3, 128

別表 2

【運営費格付け】

就業延人日数 ※2 会員数 ※1	9,195	7,302	3,516	500	417
	人日以上	人日以上	人日以上	人日以上	人日以上
1,221人以上	A	A	A	B	C
969人以上	A	A	A	B	C
467人以上	A	A	B	B	C
150人以上	B	B	B	B	C
100人以上	C	C	C	C	C

※ 会員数は 21～23 年度の各年度末平均。

なお、平成 24 年度から運営費国庫補助対象となった団体については、会員数は 25 年 1 月末日の実績。

(例)

- ・ 会員数            21 年度末 200 人…①
- 22 年度末 210 人…②
- 23 年度末 230 人…③
- (① + ② + ③) ÷ 3 年 = 213 人 (四捨五入)

※ 就業延人日数は 21～23 年度の各年度月平均の平均。いずれも運営費国庫補助対

象となった年月以降の実績で計算。なお、平成 24 年度から運営費国庫補助対象となっ

た団体については、平成 24 年 4 月～平成 25 年 1 月末日の月平均の実績で計算。(例)

- ・ 就業延人日数 21 年度 72,000 人日 ÷ 12 月 = 6,000 人日…④
- 22 年度 75,000 人日 ÷ 12 月 = 6,250 人日…⑤
- 23 年度 80,000 人日 ÷ 12 月 = 6,667 人日…⑥ (四捨五入)
- (④ + ⑤ + ⑥) ÷ 3 年 = 6,306 人日 (四捨五入)

※ 運営費国庫補助対象の団体において、上記※により算出した値が国庫補助の対象基

準を満たさない場合は、運営費国庫補助の対象外となるので、十分留意すること。

○就学援助等事業(小学校・中学校) 《学校教育課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本事業の主な支援対象は、小中学校ともに準要保護世帯であるが、準要保護世帯に対する就学援助費については、平成17年度から国庫補助が廃止されている。</li> <li>◇ 所管課では、次のことを課題として捉えている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 援助が必要であるにもかかわらず未申請である保護者が潜在的に存在すると考え、より効果的な制度の周知徹底が必要。</li> <li>* 日本語を習得していない外国籍児童生徒の保護者に対し、制度説明を十分に行うことができていない。</li> </ul> </li> </ul>		
評価結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><b>事業の方向性</b></td> <td><b>現行</b> (委員別内訳 現行:4、要改善:1)</td> </tr> </table>	<b>事業の方向性</b>	<b>現行</b> (委員別内訳 現行:4、要改善:1)
	<b>事業の方向性</b>	<b>現行</b> (委員別内訳 現行:4、要改善:1)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 生活保護を受けている世帯(要保護世帯)は国から手厚く保護されているが、準要保護世帯は国庫補助が廃止されているという状況下で、教育の機会均等と子どもの教育を受ける権利を保護するために、本事業は現行どおり継続すべき事業である。なお、世帯収入の正確な捕捉が困難である以上、現行の所得制限に新たな条件等の追加を行って、更なる公平正を確保することは難しいと思われるが、準要保護の基準の明確化や審査の精度向上など、更なる努力をお願いしたい。</li> <li>◇ 援助を必要としている世帯に適確に援助できるよう、外国籍の世帯を含め、更なる制度の周知徹底に努められたい。また、援助費・奨励費が適正に使用されるよう、保護者としての自覚を促すことも必要である。</li> </ul>			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><b>予算額</b></td> <td><b>現行</b> (委員別内訳 現行:5)</td> </tr> </table>	<b>予算額</b>	<b>現行</b> (委員別内訳 現行:5)
	<b>予算額</b>	<b>現行</b> (委員別内訳 現行:5)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 外国籍世帯への周知については、町独自のものを作成するのではなく、先行自治体や県の支援団体を活用し、経済的・効率的に実施することにより、予算の増額を抑えられたい。</li> </ul>			

## 《就学援助等事業（小学校・中学校）に係るヒアリング・協議の内容》

(委員) お金は、保護者に直接わたっているのか。

(主管課長) 就学援助費に関してはわたっている。特別支援学級の児童生徒に関しては、学校を通して現金で支給している。

(委員) 東京の方で両親が違う形で使ってしまう、結果的に学校に入らないといった問題になったことがあったと思うが、そういったことに対する苦情等は町にはないのか。

(主管課長) お支払いをいただけないといったケースはあるが、その場合には、保護者の了解を経て、学校長の口座に入れ、必要な経費に関しては学校であらかじめ天引きし、保護者に渡すといったことにしているため、特段、直接的な苦情は来ていない。

(委員長) 要保護者と準要保護者のそれぞれの平均支給額を教えてください。

(担当) 把握をしていない。

(委員長) 要保護者の方は、対象になっているものが少ないので、要保護者の平均支給額が下がり、準要保護者の方が上がるのか。

(担当) そうです。

(委員長) それがいくら位なのかが知りたい。

(主管課長) 平均を出していないというのは、学年とか学校により、例えば校外活動費が異なるので、そういった意味での平均を出しても意味がないので出していない。

(委員長) 要保護者はどれくらいで、準要保護者がどれくらいなのかざっくり知りたい。

(担当) 例えば小学校2年生ですと、準要保護者で5万7000円くらい。要保護者については、校外活動費のみで1700円くらいです。要保護者と準要保護者では大分差がある状況となっている。

(副委員長) 要保護者は、国・県から補助金が出てるが、準要保護者は出ないのか。

(担当) 出ません。

(委員長) 各近隣自治体が準要保護者に出す金額というのはバラバラなのか。

(担当) 概ね同じとなっている。

(委員長) 何を基準に上げたり、下げたりしているのか。

(担当) 学用品費というのがあり、国が予算単価を決めている。それに基づき、町では支給を行っている。また、他の市町村についても概ね同じように行っている。

(委員長) 対象も他の自治体と同じか。

(担当) ほぼ同じ。

(委員長) 準要保護者の支給対象になっている学校納付金について、滞納はないのか。

(担当) ありません。

(委員長) 事業開始年度から60年余り経っているが、制度の改正は結構あったのか。あるいは、5、6年の間で大きく制度が変わったことはあるか。

(担当) 数年の間では、改正等はない。

(委員長) 目安となる年間総所得上限額についても改正していないのか。

(担当) 目安になっている所得については、大きな変更はない。ただ、就学援助の基準倍率というのがあり、こちらについては、平成18年度に1.5倍未満だったものを1.3倍未満に改正している。

(委員長) 基準倍率とはなにか。

(担当) 就学援助の認定をする上の基準の一つで、前年の世帯の総所得額が、生活保護法による保護の基準に基づき算定したその世帯の最低生活費の1.3倍未満の世帯は、準要保護者に認定している。

(委員長) 変更の理由は。

(担当) 平成17年の三位一体の改革の中で、準要保護者に対する国庫補助が無くなったこと

が一つの要因と考える。

(委員長) 1.3倍未満というのは、神奈川県内の市町村も同じなのか。

(担当) 詳細なデータはないが、近隣の茅ヶ崎市、藤沢市については1.3倍となっている。

その他の市町村については、1.2倍や1.5倍のところもあり、各市町村によって違う。

(委員長) 就学奨励費は、国庫補助の部分が多いように見えるが、実質は1/5程度との説明だが、就学奨励費の方が支給対象金額及び品目が多いのか。

(担当) 品目については就学援助費とほぼ同じとなっている。

(委員長) 就学援助費(要保護者)は、国庫補助金が小学校6万円で、就学奨励費は小学校12万2千円と倍になっているが何故か。

(主管課長) 理由の一つとしては、特学の場合に、宿泊訓練というのが学期ごとに泊まりであるので、そういった部分の校外活動費がかなり嵩んでいる。就学援助費は実質的に要保護者の修学旅行費に対する国庫補助となっている。

(副委員長) 就学援助費の交付要綱について、学校教育法の第19条に基づき、市町村は必要な援助を与えなければならないとされているが、品目については国が定めたものだけか。それとも町として付加している品目はあるのか。

(担当) 項目については、国に示された品目を基準としている。町が独自に支給しているものについては、メガネ購入費が町独自のものとなっている。なお、このメガネ購入費については、概ね近隣市においても品目にあるものとなっている。

(委員) メガネ購入費は、申し込みすると2万円支給されるのか。

(担当) 学校で健康診断があり、視力検査で片目が裸眼視力もしくは矯正視力で0.7未満の方が就学援助費のメガネ購入費の援助対象となっている。

(委員) 物価価格というのは反映されるのか。

(担当) メガネを購入した金額を援助することになっている。限度額は2万円となっている。

(委員) 準要保護者の所得額で対象か判断することだが、持ち家とか車とかは判断材料となっているのか。生活保護だとその辺りは判断基準に入っていると思うが。

(担当) 持ち家や車は、判断基準にはしていない。

(委員) 生活保護を基準とするならば、生活保護の判断基準も反映するべきではないかと思う。

(副委員長) この援助等を利用する方は、経済的に苦しい方だと思うので、新入学学用品の支給時期が7月になるのはおかしいのではないか。事務的に申請の受付が4月から5月で難しいのは分かるが、本来の主旨として出来るだけ早く支給することと思う。今後議論していただければと要望として申し上げる。

(委員長) 新入学の学用品の金額について、国が定めた金額がベースになっているとのことだが、制服や体操着などの実際額を計算しているのか。

(担当) 以前調べた金額では、中学校ですと制服が平均3万7000円くらい、体操着が平均1万4000円くらいとなっている。

(委員長) 国をベースにすると足りないのではないか。

(担当) 就学援助費というのは、学校でかかった費用の一部を援助する制度となっている。

(委員長) 担当から見て、この事業に対する課題・問題点はあるか。

(担当) 最近、外国籍の方の申請が多くなってきており、外国籍の方は基本的に就学義務はないのだが、日本人と同じ学齢に達した方については、寒川町立の小中学校に入学するかどうか希望をとっており、希望する方については原則就学するという状況の中、所得の少ない方で申し込みをする際に、就学援助制度のお知らせなどパンフレットが日本語で書かれているため理解されないケースがあることから、外国籍の方にもスムーズに説明出来るようにすることが課題となっている。

(委員長) 近隣自治体でも外国語で資料を作っている所がある。参考にしても良いのではないかと思う。



(委員) 公平性が保たれている確認は出来るのか。

(主管課長) 申告に基づいて信用してやらざるえない状況となっている。

(委員) 今国が生活保護を下げるようなことを言っているが、その場合援助費については上がるのか。それとも下がるのか。

(担当) 国では、就学援助のための生活保護基準額というのが毎年定められており、この8月に生活保護費が引き下げられるとの話があるが、今年度に限っては、就学援助の対象者が受けられなくなるようなことはない。ただ、来年度の保護基準額が、引き下げられた場合については、今まで基準で受け入れられた人が受けられなくなってしまうケースが出てくる可能性があると考えている。

(委員長) 就学援助費は実費というのが多いが、その都度、申請書類を出すのか。

(担当) 学校から会計報告を教育委員会に出してもらい、それに基づき審査をして支給している。

(副委員長) 医療費で学校保健安全法に定めた疾病とあるが、何が対象なのか。

(担当) 就学援助の医療費の対象となる疾病というものが決まっており、虫歯・中耳炎・慢性副鼻腔炎など、そういった学習に支障が生じるまたは感染性の恐れのある病気に対して医療費を援助している。なお、状況としては、ほぼ100%虫歯治療となっている。

(委員長) 町の施策としては、この準要保護の人をどこまで支援したいと思っているのか。

(主管課長) そういう所にお金をかけた場合、もっと学校教育の内容で充実したい所を削らなくてはならなくなるため、兼ね合いの中では、今行っている程度でちょうど良いバランスがとられているのではないかと思う。近隣市町村と比べるわけではないが、すごく劣っているということであれば困るが、抜きに出てそこを手厚くするということは、他の部分で我慢して押さえていることもあるので、そこまでまわし切れないのが状況となっている。

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	就学援助等事業(小学校)	体系コード	4223-02
主管課等名	学校教育課学事担当	事業開始年度	就学援助費:昭和27年度頃 就学奨励費:昭和47年度頃

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	教育の機会均等と子どもの教育を受ける権利を保障する。 ①経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施を図る。(就学援助費) ②特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。(就学奨励費)		
概要	経済的理由により就学困難と認められる町立小学校に在籍する児童の保護者、及び町立小学校の特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助する。		
目標	就学援助支給率 就学援助受給者数／就学援助認定者数×100(%) (認定者に対して、就学援助費が支給されているか)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100
効果	教育を受ける権利の保障率 教育を受ける権利が保障されている児童数／全児童数×100(%) (すべての児童に対して、教育を受ける権利が保障されているか)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先 ) ○補助金の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先 )			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	①要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業  【要綱は別添(p.5)のとおり】	○申請書類の受付処理	—	—
		○審査(所得調査等)	—	—
		○保護者あて認定・不認定通知、医療券等、来年度申請用書類の発送	42	57
		○就学援助費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)	22,489	22,149
		○保護者からの問い合わせに対する制度の案内及び制度の周知(案内チラシの作成・配布、町広報への掲載等)	—	—
②特別支援教育就学奨励事業  【要綱は別添(p.10)のとおり】	○申請書類の受付処理	—	—	
	○審査(所得調査等)	—	—	
	○就学奨励費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)	517	723	
③上記①及び②に係る国庫補助金関係事務	○事業計画書、交付申請書、事業状況報告書、変更交付申請書、実績報告書、請求書の作成及び県への提出	—	—	
事業費・経費計			(a) 23,048	22,929
平成24年度人件費相当額			(b) 3,677	平均給与額 @6,566千円 × 0.56 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 26,725	/

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点	評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	低所得が原因で子どもが教育を受ける機会を失い、貧困が次世代に引き継がれる連鎖を防ぐためにも、保護者への的確な経済的支援の必要性が増している。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	学校教育法において、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されており、町が実施すべきものとされている。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	保護者の経済的負担の軽減といった観点では、満足度はおおむね高いと考えられる。 また、本事業により教育の機会均等と義務教育の円滑な実施が図られている。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	認定と支給にあたっては、法令や要綱などに基づき適切に行われている。 また、就学援助システムの運用により事務の効率化が図られている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	所得増加が見込めない状況での事業規模の縮小(支給額の引き下げなど)は、給食費などの学校納付金の支払いが困難になり、校外行事(遠足、キャンプ、修学旅行など)への参加が困難になるなど、貧困による教育格差が拡大し、義務教育の円滑な実施への影響が生じる。		
平成25年度に向けた課題	町広報・町ホームページへの掲載、案内チラシの配布などにより就学援助制度の周知徹底を図ったところ、保護者からの問い合わせが増加し、保護者の関心も高まっている。 しかし、現に援助を必要としているのに、制度を知らないで申請をしていない保護者が潜在的に存在すると思われるため、より効果的な制度の周知徹底を図ることが課題と考える。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針	少子化が進んでいるにもかかわらず、所得の伸び悩みや、離婚に伴うひとり親世帯の増加などにより、就学援助費の対象者は増加する傾向にある。また、特別な支援を要する児童についても増加する傾向にある。 今後は現行の支給水準を維持しつつも、社会情勢や近隣市町の状況をかんがみ、既存の費目、支給額について検証するとともに、保護者にどのような援助が必要なのかを検討する。		

## ○その他

町における類似事業	なし
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	就学援助費を受けている児童生徒の割合(平成23年度決算) 小学校割合 中学校割合 小中学校割合 寒川町 13.72% 16.37% 14.56% 茅ヶ崎市 17.63% 16.28% 17.21% 藤沢市 16.4% 20.2% 17.6%
特記事項 (事業の沿革等)	就学援助費の準要保護は、平成16年度まで国庫補助の対象となっていたが、「三位一体の改革」で、平成17年度より国庫補助が廃止された。 今後、対象者の増加が続くと、制度の維持が困難となるおそれがあるため、国の財政支援が必要であると考えます。

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	就学援助等事業(中学校)	体系コード	4223-03
主管課等名	学校教育課学事担当	事業開始年度	就学援助費:昭和27年度頃 就学奨励費:昭和47年度頃

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	教育の機会均等と子どもの教育を受ける権利を保障する。 ①経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施を図る。(就学援助費) ②特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。(就学奨励費)		
概要	経済的理由により就学困難と認められる町立中学校に在籍する生徒の保護者、及び町立中学校の特別支援学級に就学する生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助する。		
目標	就学援助支給率 就学援助受給者数/就学援助認定者数×100(%) (認定者に対して、就学援助費が支給されているか)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100
効果	教育を受ける権利の保障率 教育を受ける権利が保障されている生徒数/全生徒数×100(%) (すべての生徒に対して、教育を受ける権利が保障されているか)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先 ) ○補助金の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先 )			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	①要保護及び準要保護 児童生徒就学援助事業  【要綱は別添(p.5) のとおり】	○申請書類の受付処理	—	—
		○審査(所得調査等)	—	—
		○保護者あて認定・不認定通知、医療券等、来年度申請用書類の発送	25	25
		○就学援助費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)	11,084	12,561
	②特別支援教育就学奨励事業  【要綱は別添(p.10) のとおり】	○申請書類の受付処理	—	—
○審査(所得調査等)		—	—	
③上記①及び②に係る 国庫補助金関係事務	○就学奨励費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)	695	554	
	○事業計画書、交付申請書、事業状況報告書、変更交付申請書、実績報告書、請求書の作成及び県への提出	—	—	
事業費・経費計			(a) 11,804	13,140
平成24年度人件費相当額			(b) 2,233	平均給与額 @6,566千円 × 0.34 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 14,037	/

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点	評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	低所得が原因で子どもが教育を受ける機会を失い、貧困が次世代に引き継がれる連鎖を防ぐためにも、保護者への的確な経済的支援の必要性が増している。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	学校教育法において、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されており、町が実施すべきものとされている。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか ・成果指標の達成度 ・活動内容は適切か	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	保護者の経済的負担の軽減といった観点では、満足度はおおむね高いと考えられる。 また、本事業により教育の機会均等と義務教育の円滑な実施が図られている。
効率性	事業費・経費に無駄はないか ・効率的に行われているか ・コストの削減 ・実施手法 ・受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	認定と支給にあたっては、法令や要綱などに基づき適切に行われている。 また、就学援助システムの運用により事務の効率化が図られている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	所得増加が見込めない状況での事業規模の縮小(支給額の引き下げなど)は、給食費などの学校納付金の支払いが困難になり、校外行事(遠足、キャンプ、修学旅行など)への参加が困難になるなど、貧困による教育格差が拡大し、義務教育の円滑な実施への影響が生じる。		
平成25年度に向けた課題	町広報・町ホームページへの掲載、案内チラシの配布などにより就学援助制度の周知徹底を図ったところ、保護者からの問い合わせが増加し、保護者の関心も高まっている。 しかし、現に援助を必要としているのに、制度を知らないで申請をしていない保護者が潜在的に存在すると思われるため、より効果的な制度の周知徹底を図ることが課題と考える。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針	少子化が進んでいるにもかかわらず、所得の伸び悩みや、離婚に伴うひとり親世帯の増加などにより、就学援助費の対象者は増加する傾向にある。また、特別な支援を要する生徒についても増加する傾向にある。 今後は現行の支給水準を維持しつつも、社会情勢や近隣市町の状況をかんがみ、既存の費目、支給額について検証するとともに、保護者にどのような援助が必要なのかを検討する。		

## ○その他

町における類似事業	なし
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	就学援助費を受けている児童生徒の割合(平成23年度決算) 小学校割合 中学校割合 小中学校割合 寒川町 13.72% 16.37% 14.56% 茅ヶ崎市 17.63% 16.28% 17.21% 藤沢市 16.4% 20.2% 17.6%
特記事項 (事業の沿革等)	就学援助費の準要保護は、平成16年度まで国庫補助の対象となっていたが、「三位一体の改革」で、平成17年度より国庫補助が廃止された。 今後、対象者の増加が続くと、制度の維持が困難となるおそれがあるため、国の財政支援が必要であると考えます。

## 就学援助等事業（小学校・中学校） 《学校教育課》

委員氏名	確認したい内容(希望する資料)	回 答
石田 委員長	生活保護世帯への援助の国庫補助率は？	国庫補助率は2分の1以内です。
	要保護者と準要保護者の人数とそれぞれの平均支給額	<p>人数</p> <p>全児童生徒 小学校 2,741人 中学校 1,270人 小+中 4,011人</p> <p>要保護者 小学校 32人( 1.17%) 中学校 13人( 1.02%) 小+中 45人( 1.12%)</p> <p>準要保護者 小学校 365人(13.32%) 中学校 189人(14.88%) 小+中 554人(13.81%)</p> <p>要+準 小学校 397人(14.48%) 中学校 202人(15.91%) 小+中 599人(14.93%)</p> <p>決算額(要+準:扶助費) 小学校 22,488,609円 中学校 11,083,988円</p> <p>平均支給額 小学校 56,646円 中学校 54,871円</p> <p>※人数は、H25.3.1現在 ※かっこは、全児童生徒に対する割合 ※決算額は、H24決算見込み(要保護者・準要保護者別の決算額は把握しておりません。)</p>
	準要保護の平均年収はいくらか？	平均年収は把握していませんが、所得ベースでは、参考までに別添「就学援助制度のお知らせ」1ページ目の【目安となる年間総所得上限額】以内の額となります。
	準要保護の学校給食費や修学旅行費は、保護者に支給されるのか？それとも学校に直接か？保護者に支給された場合、給食費等はきちんと学校に支払われているのか？	保護者口座への振込による支給と、学校経由での現金支給のいずれかとなります。ただし、学校納付金の支払いに問題のある保護者については、保護者の承諾のもとで、学校経由での現金支給としています。
	国庫補助対象のならなくなった準要保護への就学援助をやめた近隣自治体はあるのか？	近隣市町についても同様の制度があるため、やめた近隣自治体は無いと思われます。
	国・県から補助金を得ている場合は、その金額と補助率。	<p>就学援助費(要保護者) 小学校 60,000円 中学校 99,000円</p> <p>就学奨励費 小学校 122,000円 中学校 120,000円</p> <p>※ 上記金額はH24決算見込みの国庫補助額で、補助率は2分の1以内です。 ただし、国の予算の範囲内での補助となっているため、就学援助費は2分の1程度の補助となっていますが、就学奨励費については例年国の予算額を上回り、補助の割り落としがあるため、実質的には5分の1程度となっています。</p>

宮内 副委員長	就学援助費を保護者へ支給しているが、学用品費等に充当されているのか確認はどうなっているのか伺いたい。	学用品費等は国の予算単価に基づき、定額支給しています。 個人で購入するような鉛筆・ノートなどを個別に確認することは現実的には困難ですが、実際に保護者が負担している額は国の予算単価を上回っているものと考えます。
	新入学学用品費等の支給時期が7月となっているが、早期に支給できる検討はされているのか。	申請の受付が4月から原則5月末日までとなっており、また前年所得が確定する6月に審査を行っているため、支給は早くても7月となります。
新木委員	認定基準の分かりやすい目安はありますか。	別添「就学援助制度のお知らせ」1ページ目の【目安となる年間総所得上限額】ご参照ください。
	国庫補助を受けていた時の金額はどのくらいでしたか。	平成16年度の就学援助費(要保護・準要保護)の国庫補助額は小学校で2,718,000円、中学校で1,552,000円です。 (H16歳出決算額 小学校13,846,443円、中学校6,468,897円)
	メガネ購入費額は変わっていますか。	めがね購入費は20,000円以内、検眼料は5,000円以内で、特に変わりません。
生田委員	援助費は学校へ直接振込ですか、保護者に振込ですか。	保護者口座への振込による支給と、学校経由での現金支給のいずれかとなります。
	目標達成率、効果ともに100%なのに制度を知らない保護者が潜在的に存在すると思われるのですか。	就学義務のない外国籍児童生徒の保護者を想定しています。
	周知徹底の方法は。	町広報・町ホームページへの掲載、案内チラシの配布などにより制度の周知徹底を図っています。 なお、今後については、上記回答と関連しますが、外国籍町民を対象に外国語による制度案内について検討する予定です。
吉田委員	所得制限はあるか。	別添「就学援助制度のお知らせ」1ページ目の【目安となる年間総所得上限額】ご参照ください。
	いじめ等で引きこもり児童についての対策はどうしているか。	本事業とは直接の関係はありませんが、引きこもり児童等に対しては、学校では担任による個別訪問や教育相談などの対応をとっております。 また、教育委員会では学校と連携して相談スタッフを家庭に派遣し、相談指導教室の登校から始めて学校復帰を目指した支援を行っております。
	茅ヶ崎・藤沢市に比べて就学援助費を受けている割合が少ないのは、何か理由があるのか。	詳しい理由は不明ですが、寒川町の割合は全国平均とほぼ同水準となっております。(H22 寒川町14.74%、全国平均15.3%)

## 平成25年度 就学援助制度のお知らせ

寒川町教育委員会

寒川町では、経済的な理由によりお子さんが町立小・中学校へ就学することが困難な世帯に対して、一定の基準に基づき、学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。

### 1 援助を受けられる方

次のいずれかの世帯に当てはまり、寒川町立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者。

#### (1) 要保護世帯

生活保護（教育扶助）を受けている世帯。

→要保護世帯に認定され援助が受けられます。教育委員会からお送りします申請書の提出が必要です。

#### (2) 準要保護世帯

平成24年度または平成25年度に、次の①から⑦までのいずれかに当てはまり、生活保護を受けている世帯に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認定した世帯。

→援助を希望される方は、2ページに記載されている申請書類の提出が必要です。

申請書類の提出後に審査があり、準要保護世帯に認定された場合に援助が受けられます。

- ① 生活保護が停止または廃止になった。
- ② 町民税が非課税、または町民税、個人事業税、固定資産税のいずれかの減免を受けた。
- ③ 国民年金保険料の減免を受けた。
- ④ 国民健康保険料の減免または徴収猶予を受けた。（保険料の軽減は対象となりません。）
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けた。（児童手当、特別児童扶養手当は対象となりません。）
- ⑥ 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた。
- ⑦ 上記①～⑥には当てはまらないが、経済的な理由により児童生徒が就学困難となる特別な事情があるとき。（次の【目安となる年間総所得上限額】をご覧ください。）

#### 【目安となる年間総所得上限額】（平成24年中における世帯構成員全員の総所得の合計額）

世帯人員	世帯構成（例）	目安となる年間総所得上限額
2人世帯	父または母 35 歳、子 10 歳	約 209 万円
3人世帯	父または母 35 歳、子 13 歳・10 歳	約 293 万円
	父母 35 歳・35 歳、子 11 歳	約 276 万円
4人世帯	父母 41 歳・35 歳、子 13 歳・8 歳	約 352 万円
5人世帯	父母 41 歳・30 歳、子 14 歳・7 歳・4 歳	約 392 万円

※年間総所得上限額とは、給与所得のみで年末調整が済んでいる方は、平成24年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、所得税の確定申告をされた方は、平成24年分確定申告書の「所得金額」欄の「合計」です。

※世帯構成は、原則として住民票上の世帯構成員です。（住民票上別世帯でも扶養関係にある方は世帯構成員に含み、その方の総所得も合算します。）

※年間総所得上限額は、世帯構成員の年齢により上下しますので目安としてご利用ください。（上限額を超えても援助を受けられる場合や、上限額以内であっても援助を受けられない場合があります。）

※年間総所得上限額は、平成24年度の基準を基に算出していますので、平成25年度については変更されることがあります。

◆失業・休業・病気・死亡などで収入が著しく減少した方、または災害に遭った方は、上記年間総所得上限額を超えていても、援助を受けられる場合があります。

このような特段の事情がある場合は、申請書にその旨を記入のうえ、必要に応じて離職票、雇用保険受給資格者証、り災証明書などの証明書類を添えて提出してください。



## 2 申請方法 <準要保護世帯の場合>

次の①から④までの申請書類をお子さんが通う学校ごとに1部提出してください。

※③と④は当てはまる方のみ提出してください。

※同じ学校に複数のお子さんがある場合、申請書類は1部で構いませんが、小学校と中学校にお子さんがある場合や、特別支援学級などで別々の学校にお子さんがある場合は、それぞれの学校に申請書類を提出してください。

### ① 申請書【＝就学援助費申請書兼世帯票】

<注意> ◆書き方は、別刷りの「記入例」をご覧ください。

### ② 同一世帯で収入のある方全員の平成24年中の所得が確認できる書類

(次のア～エのいずれか1つ。パート、アルバイト、年金などの収入を含みます。)

- ア 平成24年分 給与所得の源泉徴収票 (給与収入のみで年末調整が済んでいる方、写し可)
- イ 平成24年分 所得税の確定申告書 (控用) <第1表、第2表> (受付印があるもの、写し可)
- ウ 平成25年度 町民税・県民税 申告受付書 (受付印があるもの、写し可)
- エ 平成25年度 町民税・県民税 所得・課税 (非課税) 証明書 (平成24年分の所得金額及び所得控除の内訳の記載があるもの。)

<注意> ◆住民票上別世帯でも扶養関係にある方は、同一世帯とみなしますので、その方の書類も必要です。

◆平成25年1月1日現在、寒川町に住民票のない方は、必ず上記「エ」の「平成25年度町民税・県民税 所得・課税 (非課税) 証明書」を提出してください。

(上記「エ」の証明書は、平成25年1月1日に住民票があった市区町村の税務担当課で、おおむね6月上旬以降に発行されます。なお、証明書の発行が、申請書類の提出期限に間に合わない場合は、先に申請書のみを提出し、証明書が発行され次第速やかに提出してください。)

### ③ 援助を受けたい理由を証明できる書類 (次のア～キのいずれかに当てはまる方のみ必要。)

援助を受けたい理由	必要な証明書類 (コピー可)
ア 生活保護が停止または廃止になった。	停止決定通知書または廃止決定通知書
イ 世帯全員の町民税が非課税。	町民税・県民税非課税証明書
ウ 町民税、個人事業税、固定資産税のいずれかの減免を受けた。	減免決定通知書
エ 国民年金保険料の減免を受けた。	免除申請承認通知書または免除理由該当通知書
オ 国民健康保険料の減免または徴収猶予を受けた。	減免決定通知書または徴収猶予決定通知書
カ 児童扶養手当の支給を受けた。	児童扶養手当証書または認定通知書
キ 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた。	貸付決定通知書

### ④ 委任状 (就学援助費を学校から受け取る方のみ必要。)

#### 申請にあたっての注意事項

- ◆住民税 (＝町民税・県民税) または所得税の申告を必ず済ませてください。  
申告が済んでいないと、世帯の総所得額が確認できず、審査することができません。収入がない場合でも申告が必要です。(ただし、税法上の扶養に入っている場合は、申告の必要はありません。)
- ◆税の申告がない場合、または申請書類の不備や不足があった場合は、認定日 (援助開始日) が遅れ、または不認定となることがあります。
- ◆上記②または③の書類がない場合は、居住地区の民生委員の調査書が必要となる場合があります。

### 3 申請期間と申請書類の提出先

- ※ 申請書類の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとなります。  
【時間内の提出が難しい場合は、教育委員会（学校教育課）へご相談ください。】
- ※ 申請書類は、提出先へ直接持参してください。【郵送では受付できません。】

#### ① 当初申請

次の期間までに申請書類を提出された方は、認定日（援助開始日）は原則4月1日となります。

##### □ 初めて就学援助を希望される方

申請期間：平成25年4月5日（金）から 5月31日（金）まで  
提出先：お子さんの在籍する町立小・中学校

##### □ 前年度から引き続き援助を希望される方（＝申請書の用紙が“桃色”の方）

申請期間：平成25年4月1日（月）から 4月19日（金）まで  
提出先：教育委員会学校教育課（役場分庁舎2階）

- <注意> ◆前年度から引き続き援助を希望される方も、申請書類の提出が必要です。  
◆当初申請期間を過ぎますと、原則中途申請の受付となります。この場合、当初申請と比べて就学援助費の支給額が異なります。

#### ② 中途申請

上記①の期間を過ぎても随時受け付けています。最終提出期限は平成26年3月14日（金）です。

##### □ 申請期間：平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（\_\_\_\_）まで

<認定日（援助開始日）：平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日>

提出先：お子さんの在籍する町立小・中学校

- <注意> ◆申請書類の受付が、1日から15日までの場合は原則当月1日が認定日、16日から月末までの場合は、原則翌月1日が認定日となります。  
◆認定日によって、就学援助費の支給額が異なります。

### 4 援助（認定または不認定）の決定

- ※申請書類の提出後、教育委員会で、世帯の状況・所得等を総合的に審査します。また、学校長の意見、及び必要に応じて民生委員の意見を参考にしたうえで、援助（認定または不認定）の決定を行います。
- ※審査の結果（認定または不認定通知）は、5月末日に申請された方は6月下旬に、6月以降に申請された方は申請書類の提出日からおおむね半月から1か月後に、郵送で通知します。（併せて学校にも通知します。）

### 5 就学援助費の支給方法、学校納付金の支払いについて

- ※就学援助費は、口座振込により支給しますが、委任状を提出された方については、学校を通じて支給します。（なお、医療費・めがね購入費については、対象者に「医療券」または「検眼及びめがね購入に必要な書類」を交付します。）
- ※就学援助制度は、給食費などの学校納付金が免除されるものではありません。保護者が学校へ支払った費用の一部が、後で援助される制度ですので、学校納付金は忘れずに納付してください。

## 6 援助の内容 <平成25年度>

※**準要保護世帯**に認定された方は、下表(1)と(2)のすべての費目の援助が受けられます。  
 ※**要保護世帯**に認定された方は、下表(1)と(2)のうち、生活保護(教育扶助)の対象とされていない**校外活動費、修学旅行費、医療費のみ**援助が受けられます。

### (1) 学用品費・学校給食費等

費目	説明	対象者	年間支給額(1人あたり)		備考
			小学校	中学校	
学用品費	ノート、鉛筆など学用品の購入費	全学年	11,100円	21,700円	※左の金額を7月、12月、3月の3回に分けて支給。 ※認定日(援助開始日)が4月2日以降の方は、認定日に応じて月割りで支給。
通学用品費	通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子など通学用品の購入費	第1学年以外の学年	2,170円	2,170円	
新入学学用品費等	ランドセル、カバン、通学用服など新入学時の学用品・通学用品の購入費	第1学年	19,900円	22,900円	※7月に支給。 ※認定日(援助開始日)が4月1日の方のみ対象。
学校給食費	保護者が学校給食費として学校に納入する額	全学年	実費 〔行事や学級閉鎖などで食べなかった分を除く〕		※小学校は7月、12月、3月に支給。 ※中学校は7月、12月または7月、3月に支給。 ※認定日(援助開始日)以降の学校給食費が対象。
校外活動費	学校行事として行われる校外活動(遠足、キャンプ、芸術鑑賞など)における交通費・見学科	参加者	実費 (一部対象外あり)		※原則7月、12月、3月に支給。 ※認定日(援助開始日)以降に参加した校外活動が対象。
修学旅行費	修学旅行における交通費、宿泊費、見学科などの定められた経費	参加者	実費 (共通の経費に限る)		※修学旅行の実施後に支給。 ※認定日(援助開始日)以降に参加した修学旅行が対象。
体育実技用具費	体育の授業で生徒全員が個々に用意しなければならない柔道着または剣道防具一式のうちいずれか1つの用具の購入費	該当者	対象外	実費	※用具の購入後に支給。 ※認定日(援助開始日)以降に購入した用具が対象。

### (2) 医療費・めがね購入費

費目	対象疾病等 〔4月から6月に行われる学校での健康診断の結果、治療等の指示を受けた場合〕	事前の 手続き	援助額	備考
医療費	学校保健安全法に定められた疾病 〔トラコーマ・結膜炎、白癬・疥癬・膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎・アデノイド、う歯(虫歯)、寄生虫病〕	医療券の 交付	保険診療の 自己負担分	※認定日(援助開始日)が4月1日から6月末日までの方のみ対象。
めがね 購入費	片眼裸眼または片眼矯正視力が0.7未満の方	検眼及び めがね購入に 必要な書類の 交付	検眼料 5,000円以内 めがね購入費 20,000円以内	

※医療費・めがね購入費の援助の対象となる方には、認定後(7月中旬以降)に「医療券」または「検眼及びめがね購入に必要な書類」を郵送により交付します。  
 届きましたら、「医療券」または「検眼及びめがね購入に必要な書類」を持参のうえ、医療機関で受診し、またはめがね店で購入してください。(なお、医療機関で受診の際は、必ず健康保険証と、お持ちの方は診察券も一緒に持参してください。)  
 ※「医療券」または「検眼及びめがね購入に必要な書類」の交付前に受診または購入が必要となった場合は、事前に教育委員会(学校教育課)へご連絡ください。  
 ※「医療券」または「検眼及びめがね購入に必要な書類」には、有効期限(9月末日)がありますので、必ず期限までに治療または購入を済ませてください。

<問い合わせ先> お子さんの在籍する学校 または  
 寒川町教育委員会学校教育課 電話 0467-74-1111 内線 524

○公園等整備事業

○公園等運営管理経費 《都市計画課》

事業の現状・課題	<p>【公園等整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本事業では、県の目標に沿い、町民1人あたりの公園面積5.5㎡を目標として整備を進め、現状値は3.9㎡である。しかしながら、横浜市や川崎市のような都市部に位置する自治体と違い、豊かな自然に囲まれている寒川町において、県目標である5.5㎡を町の目標とする意義があるのか疑問である。</li> <li>◇ 矢島公園の整備に多額の費用をかけているが、実際に使いやすい公園なのか、地域住民の意向が反映されているのか疑問である。</li> </ul> <p>【公園等運営管理経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公園の維持管理に関し、除草清掃、芝生管理、樹木選定、遊具等安全点検などを業者委託し、適正に管理している。なお、業者の選定にあたっては、より安価なシルバー人材センターを活用するなど、コスト削減の観点からも対応している。</li> <li>◇ 他自治体では、公園の維持管理を市民ボランティア団体と協働して行うケースも多いが、寒川町にはそのような活動実績はない。</li> </ul>	
	評価結果	<p><b>事業の方向性</b></p>
<p>【公園等整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 現状の町民1人あたりの公園面積3.9㎡に関し、町民から特段の不満は無いようであり、また、現在の町財政状況から判断しても、県の目標に対し早急に対処する必要はないと思われる。今後、整備目標等を設定するにあたっては、単に県の目標に沿うのではなく、寒川町の地理的特徴や町民ニーズを踏まえて町独自の目標を掲げるべきである。その際には、町民の居住エリア・年齢層等を考慮し、遊具中心・緑中心の別など、町民ニーズに沿ったきめ細かい整備計画の策定が望ましい。</li> <li>◇ 矢島公園の整備については、地域住民の要望を確認し、主たる使われ方を想定したうえで整備する必要がある。</li> </ul> <p>【公園等運営管理経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事故に直結しかねない遊具等安全点検については、点検スケジュールや点検整備表を作成し、点検漏れの無いよう留意する必要がある。</li> <li>◇ 公園の維持管理については、地元自治会の活用や公園ボランティア団体の設立支援など、官民協働で実施する道を探るべきである。</li> </ul>		
<p><b>予算額</b></p>		<p>【公園等整備事業】 <b>減額</b>（委員別内訳 減額：3、現行：2）</p> <p>【公園等運営管理経費】 <b>現行</b>（委員別内訳 現行：4、減額：1）</p>
<p>【公園等整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 新たな公園等の整備は抑制し、公園内施設の整備については、必要性を十分に吟味のうえ実施されたい。</li> </ul> <p>【公園等運営管理経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公園の維持管理については、町民に愛される公園づくりという観点から、町民との協働による実施を図る必要がある。</li> </ul>		

## 《公園等整備事業（公園等運営管理経費）に係るヒアリング・協議の内容》

- (委員長) 寒川は、一人あたり公園面積 3.9 m<sup>2</sup>という状況だが、外部評価委員的には、感覚的に公園が多いように感じるが。
- (委員) 寒川は全体がグリーンベルトだから、県が示す公園面積にこだわる必要がないと思っている。
- (委員長) 遊具のある公園は結構多いのか。
- (主管課長) ほぼ帰属を受けているような街区公園と呼ばれる30カ所については何らかの遊具が設置されている。
- (委員長) 使用されている状況なのか。
- (主管課長) 使用頻度の高い中央公園は、先日遊具の点検をしたが、金属が摩耗しており使用を止めた形からブランコに今度は転換して使うようなケースがある。使用頻度が高い中央公園などでは、比較的遊具の使用が高い、また劣化も激しいという形となっている。
- (委員長) 町のパトロールを不定期で行っているとのことだが、不定期というのはどれぐらいのことを言っているか。また、例えば公園の遊具一覧表があって、それにいつ点検をしたかなどを書いているのか。
- (主管課長) そこまでの細かいチェックはしていない。
- (担当) 随時、定期的に公園に行ったときに、職員で目視点検及び触手点検を行っている。
- (委員長) 随時というのが、年に何回くらいなのか。
- (担当) そのためだけに行くということを決めているのではなく、町民からの苦情だとか、公園近くの現場に行った際、点検を行っている状況なので、多いときは多いです、出かけることが少なければ少ないという感じです。
- (委員長) そうすると、見ている所と見ていない所があると思う。全然パトロールをしていないような所もあったりするのか。
- (主管課長) 実際にはご指摘のとおりです。今後すべての公園を点検するため、一覧及びチェックリストを早急に作成し対応します。
- (委員) 遊具の点検については、ある程度専門知識がないと出来ないと思うのだが、その他の管理について自治会に任せるということは、考えていないか。
- (主管課長) 検討課題の中で、ボランティアの活用を含めて、他市の状況の中では、公園愛護会というような、ボランティアという形で作業している所もある。ただ、地域との温度差があり、一律の形というのが検討課題になっているという認識はしている。
- (委員) 矢島公園について、ある時に突然田んぼの中に出来た公園らしきものが出来たという感じだが、公園を設置した経緯としては町民からの要望なのか。
- (主管課長) 田端地域への対応ということで、政策的に設置したものとなっている。かつて田端地内に二本松公園という公園があり、その公園が一般の企業へ売却するという経緯があり、その代替えという形になっている。
- (委員) 多額の金を使うことはないと思う。設計思想がわからない。500嵩上げていて、2000の網フェンスで囲っている。何のためにしたのかが分からない。また、草も生えていて転圧もかかっていない。管理はどこに委託しているのか。
- (担当) 除草清掃については、シルバー人材センターに他の公園も含めて委託している。
- (主管課長) 設計思想についての経過は、認識していない。
- (委員) ほとんど工事は終わっているのだが、次に何をするのか。
- (主管課長) 今年度、常設のトイレを設置する予定となっている。
- (委員) 仮設でいいのではないか。使っている人がそんなにいるように思えない。
- (委員長) 整備するのであれば、近隣住民のニーズ調査をして利用しやすい公園にしてはどうかと思う。工事契約について、矢島公園は落札率が98.11%と比較的高いが、応札者は

他にいたのか。

(担当) 昨年とのことなので、何社が入ったか調べてないと分からない。

(委員長) 98.11%は高いので、調べてください。

(委員) あと2000の網ネットで囲んだ経過と高上げた経緯も調べてもらえますか。

(主管課長) 分かりました。

〔後日回答〕192 ページのとおり

(副委員長) 寒川町の公園3.9㎡となっているが、今後も増やして行きたいという考えか。

(主管課長) 基本的には、指標を出しており、5.5㎡という将来的な目標を実施計画の中で掲げている。目標であるので、担当課としては整備を続けて行きたいと考えている。

(副委員長) 公園でも都市公園法に基づく公園の位置づけがあると思うが、寒川町は都市だと思っているのか。耕地面積から言うと田んぼだとか畑が多くあり緑も多くある状況の中で、財政状況も厳しく優先順位をつけていかなければならないときに、本当に公園を作っていく状況なのか。ただ、計画があるからそれに基づいてやっていくというのは、担当としては分かるが、だけでも寒川の将来を踏まえて必要なのか、計画を抜本的に見直すことも視野に入れて今後検討してもらいたい。

(主管課長) 小さい公園など、今後、寒川の土地利用がどう図られていくかということも大きな部分でもあり、小さな街区公園については、開発に伴って公園を整備して帰属してもらったものであるので、計画的にという部分では今後の検討していく上で、受け止めさせていただければと思っている。

(委員) 公園の全体的な計画の中で、内訳で高齢者向けの公園だとか、子供向けの公園とかそういう性格とかは小分けにしていたりするのか。

(主管課長) していない。

(委員) 寒川町の人口分布から、公園ごとに性格を分けていった方が、使い勝手が分かるのでいいのではないか。それと防災用にこの辺の地域に絶対必要なのであれば、それなりに設備も作っていくとかを計画的に目安を作った方が良いと思う。

(副委員長) 公園等運営管理経費の中で、先日、寒川町シルバー人材センターについてこの場でヒアリングをしたのだが、この経費の中で、委託の半分以上がシルバー人材センターに委託をされている。これはシルバー人材センターを育成強化するために委託先としてあげられているのか。

(主管課長) 高齢者の活用というところも踏まえて、育成というのも一つの観点としてある。ただ、これを専門業者に委託していくと、金額的なものがこの運営管理の中でさらに増額しなくてはならないということから、両方を加味した上でのシルバー人材センターを委託業者として利用している。

(副委員長) シルバー人材センター以外に委託しているものについても、シルバーで出来るようなものが見受けられるのだが。

(主管課長) 基本的には、シルバー人材センター以外が請け負っているものについては、専門的な部分であるため、そのような業種となっている。

(委員長) シルバー人材センターは、随意契約で良いという資料をいただいたが、その他の業者については競争入札なのか。

(担当) 剪定関係については一般競争入札、汲取清掃委託については随意契約となっている。

(委員長) 現在、公園に防犯カメラが付いている所はあるか。

(担当) 今回の駅前公園が初めてです。

(委員長) 防犯カメラを付けたただと、抑止効果は多少あるかもしれないがモニタリングについてはどう考えているか。

(主管課長) モニタリングする予定はない。ただ映像を記録しているので事後に確認する形になっている。

(委員長) 180万円というのは1基なのか。

(担当) 実際の入札価格は168万円だが、3基を予定している。

(主管課長) 町として駅前公園に防犯連絡所を開設しており、駅前中心で防犯を高めていくことを踏まえて、3台の防犯カメラを設置することになっている。

(委員長) 他市町には、各公園にボランティア組織があり、公園を維持管理する活動を行っているが、寒川にはそういう公園の維持管理を町と協働で行うボランティア組織はないのか。

(主管課長) 現在はない。

(委員長) 予定はあるのか。

(主管課長) 今後については、協働推進課でも推進しているボランティアの団体の中での連携が課題であると考えている。

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	公園等整備事業	体系コード	1211-01
主管課等名	都市計画課みどり・国県担当	事業開始年度	不明

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	町民のニーズに合った、良好な生活環境を形成するために、水やみどりを生かした公園や緑地、緑道を整備し、自然とのふれあいの中で町民が集い交流や憩いの場を提供する。		
概要	公園等に対する町民意向調査を基に、町民のニーズに応えた、水やみどりを生かした公園や緑地、緑道を整備し、町民が集い交流や憩いの場を提供する。		
目標	1人当たりの公園面積(m <sup>2</sup> ) (神奈川県1人当たりの公園面積5.5m <sup>2</sup> を将来的な目標とする。)	平成24年度の指標	3.9
		平成24年度の実績	3.9
効果	公園等に対する町民意向調査による現状評価(%)	平成24年度の指標	62
		平成24年度の実績	—

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先 高額資材等価格調査共同利用に関する業務委託 (財)神奈川県都市整備技術センター) ○補助金の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先)			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	役務費	手数料    矢島公園確認申請等	37	0
	工事請負費	公園整備工事    矢島公園整備他1件	16,822	4,806
	(追加) 委託料	高額資材等価格調査共同利用に関する業務委託	165	
	負担金補助及び交付金	水道利用加入金    矢島公園整備に伴う水道利用加入金	126	0
	工事の設計・施工管理		—	—
	公園等施設の補修 (急施的なものを含む)		—	—
事業費・経費 計			(a) 17,150	4,806
平成24年度人件費相当額			(b) 13,132	平均給与額 @6,566千円 × 0.2 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 30,282	/



# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点	評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	公園整備等は、維持管理・修繕・改築等を進め必要がある。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<input type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	工事の設計施工及び監理については、町で行った方がよい
有効性	対象者の満足度や事業の達成度かどうか	<input type="checkbox"/> 成果が上がっている <input checked="" type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	公園の緑化率の向上については、町の計画の見直しが必要と考える。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	国及び県等の設計基準を使用しているので、設計等は適切である。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	公園等の老朽化に伴い施設の改修改築を継続的に進め、誰もが安心・安全の憩いの場を提供する。		
平成25年度に向けた課題	平成25年度は、公園の防犯対策、施設の追加の工事であるが、施設の老朽化に対する破損等の緊急的な修繕に対応できない事態になる恐れがある。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針	<p>ここ数年、駅周辺整備にかかる公園整備及び過去の経過に関わる公園整備が主な事業であった。しかし、当面、雨水対策や維持管理、修繕が中心になってくるが、一方では、公園整備の計画の見直しを行った中で、限られた予算内ではあるが、中断している公園等の復活に向けたとりくみを進める。</p> <p>(追加)</p> <p>今後は、開発による公園等の帰属などによる面積増や、第1号相模川田端緑地(670㎡)、第2号相模川一之宮緑地(1,100㎡)の公園整備が予定されており、公園面積の増加が見込まれます。</p> <p>なお、第1号、第2号については、さがみグリーンラインの一部であり、今後とも藤沢土木事務所へ要望をしていきます。</p> <p>一方では、寒川町の緑の拠点づくりに向け、緑地の保全と緑化の推進に関する総合的な計画である、緑の基本計画を平成26年、平成27年度に見直し、目標達成に向け進めていきます。</p>		

## ○その他 (追加)

町における類似事業	公園一人あたりの公園面積(平成22年度)		
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	鎌倉市 5.73㎡/人	藤沢市 4.88㎡/人	茅ヶ崎市 2.36㎡/人
	平塚市 5.14㎡/人	海老名市 4.38㎡/人	大磯町 7.32㎡/人
	二宮町 5.96㎡/人		
	県平均 4.91㎡/人	市平均 4.75㎡/人	町村平均 9.79㎡/人
特記事項 (事業の沿革等)	<p>町が、管理する都市公園については、一通り施工が完了し、町全体として都市公園40箇所、約183ha、一人あたりの公園面積約3.9㎡/人となっています。</p> <p>指標に示されている一人あたりの公園面積 5.5㎡/人を達成するためにも、目久尻川ふるさと緑道整備事業について、事業進捗に向けた取り組みを進める中で、予算を確保する。</p> <p>今後予定されている基本計画の見直しをすすめ、新たな公園等の整備整備拠点づくりを進めていきます。</p>		

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	公園等運営管理経費	体系コード	
主管課等名	都市計画課みどり・国県担当	事業開始年度	不明

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	公園、緑地、緑道の維持管理を行い、安全・安心な公園等を確保し、住民の憩いの場を提供する。	
概要	公園、緑地、緑道の除草清掃、芝生管理、管理作業、樹木剪定、遊具等安全点検、水質検査等を業者委託し、公園等の維持管理を行う。	
目標	安全・安心な公園等を確保 整備が必要な公園数／全公園等38箇所×100(%)	平成24年度の指標 25
		平成24年度の実績 22
効果	町民意向調査に基づき、公園等の現状評価を上げていく。(%)	平成24年度の指標 62
		平成24年度の実績 -

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	<p>○委託業務の有無：<input checked="" type="checkbox"/> 有    <input type="checkbox"/> 無          (委託業務名と委託先)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">一之宮公園管理清掃等管理委託</td> <td>(社)寒川町シルバー人材センター</td> </tr> <tr> <td>街区公園等30か所除草清掃等業務委託</td> <td>(社)寒川町シルバー人材センター</td> </tr> <tr> <td>緑道等5ヶ所除草清掃等業務委託</td> <td>(社)寒川町シルバー人材センター</td> </tr> <tr> <td>緑地等5ヶ所除草清掃等業務委託</td> <td>(社)寒川町シルバー人材センター</td> </tr> <tr> <td>さむかわ中央公園除草清掃等業務委託</td> <td>(社)寒川町シルバー人材センター</td> </tr> <tr> <td>川とのふれあい公園管理清掃等管理委託</td> <td>(社)寒川町シルバー人材センター</td> </tr> <tr> <td>さむかわ中央公園芝生管理業務委託</td> <td>(社)寒川町シルバー人材センター</td> </tr> <tr> <td>川とのふれあい公園芝生管理管理委託</td> <td>(社)寒川町シルバー人材センター</td> </tr> <tr> <td>寒川駅前公園清掃等業務委託</td> <td>寒川町障害者事業所連絡会</td> </tr> <tr> <td>樹木剪定委託</td> <td>(株)ウスイ植物園</td> </tr> <tr> <td>公園等遊具等安全点検業務委託</td> <td>(有)ドリームアーツデザイン</td> </tr> <tr> <td>川ふれ公園他5ヶ所池等清掃委託</td> <td>協和通商株式会社</td> </tr> <tr> <td>川ふれ公園他5ヶ所池等汚泥処分委託</td> <td>(株)神奈川環境クリエイト</td> </tr> <tr> <td>一之宮公園管理事務所消防用設備点検委託</td> <td>(有)神菱商事</td> </tr> <tr> <td>矢島公園便所汲取清掃委託</td> <td>(有)寒川公衆衛生社</td> </tr> <tr> <td>危険樹木剪定等業務委託</td> <td>(有)大久保造園土木</td> </tr> </table> <p>○補助金の有無：<input type="checkbox"/> 有    <input checked="" type="checkbox"/> 無          (補助金名と補助先)</p>			一之宮公園管理清掃等管理委託	(社)寒川町シルバー人材センター	街区公園等30か所除草清掃等業務委託	(社)寒川町シルバー人材センター	緑道等5ヶ所除草清掃等業務委託	(社)寒川町シルバー人材センター	緑地等5ヶ所除草清掃等業務委託	(社)寒川町シルバー人材センター	さむかわ中央公園除草清掃等業務委託	(社)寒川町シルバー人材センター	川とのふれあい公園管理清掃等管理委託	(社)寒川町シルバー人材センター	さむかわ中央公園芝生管理業務委託	(社)寒川町シルバー人材センター	川とのふれあい公園芝生管理管理委託	(社)寒川町シルバー人材センター	寒川駅前公園清掃等業務委託	寒川町障害者事業所連絡会	樹木剪定委託	(株)ウスイ植物園	公園等遊具等安全点検業務委託	(有)ドリームアーツデザイン	川ふれ公園他5ヶ所池等清掃委託	協和通商株式会社	川ふれ公園他5ヶ所池等汚泥処分委託	(株)神奈川環境クリエイト	一之宮公園管理事務所消防用設備点検委託	(有)神菱商事	矢島公園便所汲取清掃委託	(有)寒川公衆衛生社	危険樹木剪定等業務委託	(有)大久保造園土木
一之宮公園管理清掃等管理委託	(社)寒川町シルバー人材センター																																		
街区公園等30か所除草清掃等業務委託	(社)寒川町シルバー人材センター																																		
緑道等5ヶ所除草清掃等業務委託	(社)寒川町シルバー人材センター																																		
緑地等5ヶ所除草清掃等業務委託	(社)寒川町シルバー人材センター																																		
さむかわ中央公園除草清掃等業務委託	(社)寒川町シルバー人材センター																																		
川とのふれあい公園管理清掃等管理委託	(社)寒川町シルバー人材センター																																		
さむかわ中央公園芝生管理業務委託	(社)寒川町シルバー人材センター																																		
川とのふれあい公園芝生管理管理委託	(社)寒川町シルバー人材センター																																		
寒川駅前公園清掃等業務委託	寒川町障害者事業所連絡会																																		
樹木剪定委託	(株)ウスイ植物園																																		
公園等遊具等安全点検業務委託	(有)ドリームアーツデザイン																																		
川ふれ公園他5ヶ所池等清掃委託	協和通商株式会社																																		
川ふれ公園他5ヶ所池等汚泥処分委託	(株)神奈川環境クリエイト																																		
一之宮公園管理事務所消防用設備点検委託	(有)神菱商事																																		
矢島公園便所汲取清掃委託	(有)寒川公衆衛生社																																		
危険樹木剪定等業務委託	(有)大久保造園土木																																		
	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額																															
	需用費	消耗品    ゴミ袋、抗菌材等 燃料費    一之宮公園、川ふれ公園事務所暖房用灯油 光熱水費    全公園電気料、水道料 修繕料    一之宮公園ガス代 遊具修繕等	4,647	4,503																															

## 概要説明書

主な事務の内容とその額	役務費	手数料 保険料	砂場検査(寄生虫等) 公園施設建物等保険料	207	184
	委託料	管理委託料	上記に関わる託料	43,429	42,471
	使用料及び賃借料	下水道使用料 土地借り上げ料 その他	公園等6ヶ所 川とのふれあい公園、中央公園、旧目久尻川ふるさと緑道借地 矢島公園トイレリース	28,882	23,790
	原材料	補修用材料		122	99
	公園内行為の許可事務 年間117件			—	—
	公園の維持管理及びそれに伴う簡易な補修			—	—
	公園に関わる要望等の処理			—	—
	公園に関わる国・県からの回答処理			—	—
	維持管理委託の完了検査及び支払い(16件)			—	—
	光熱費等の支払い			—	—
委託事業の設計・管理 (16件)			—	—	
予算書・決算書の作成			—	—	
公園に関わる県主催の会議出席			—	—	
事業費・経費 計				(a) 77,287	71,047
平成24年度人件費相当額				(b) 13,788	平均給与額 @6,566千円 × 2.1 人
本事業・経費に係る費用の計				(a)+(b) 91,075	/

## 概要説明書

### ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な事務事業か</li> <li>・事務事業のニーズは</li> <li>・事務事業の公共性は</li> <li>・社会環境変化</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	職員のみでは、町内全部の公園の管理は難しいところから、業者への監理等を委託することは妥当である
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が実施すべき事務事業か</li> <li>・町が実施しない場合の影響は</li> <li>・町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	公園管理は、地域の憩いの場としての施設であり、また、遊具等の管理、施設等の管理など、専門的な部分もあり、町で行うべきであると考えます。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標の達成度</li> <li>・活動内容は適切か</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	より良い管理を行うことによって、現状を確保することにより、目的は達成していると判断する。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的に行われているか</li> <li>・コストの削減</li> <li>・実施手法</li> <li>・受益者負担</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	シルバー人材センター等を活用し、限られた予算内で効率的に実施している。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		公園は、町全体にあります。その中で、管理に関しては町で一元的に管理する必要があります。特に、施設(遊具)の管理や樹木等の管理、砂場の維持管理等多岐にわたっています。万一、規模を縮小した場合、町民の憩いの場所と言われる公園の老朽化が進み、憩いの場としての機能が損なわれる恐れがあり、今後とも、町で管理を行い憩いの場としての公園を確保に努めます。		
平成25年度に向けた課題				
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		あらゆる面で老朽化が目立ち、危険樹木の剪定、遊具の点検・補修等の課題があるが、危険樹木の計画、遊具の点検等の年次計画はあるものの、限られた予算内では対応できない部分も有り、軽易なものについては、職員で対応できる事項もあるが、専門的な部分が多く、人命に関わる事項も多いので、予算の確保が望まれる。		

### ○その他 (追加)

町における類似事業	スポーツ公園の除草作業
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	公園管理について、近隣市においては、民間業者(一部シルバー人材センター)への業務発注を行っています。
特記事項 (事業の沿革等)	この事業は、公園の除草、維持管理、遊具点検、樹木の管理が主な事業である。維持管理部分については予算の必要な部分が多いが、遊具点検・補修に関わる部分、樹木管理に関わる部分については第三者に思わぬ被害が生じる事があり得るので予算の優先的配分をお願いしたい。



	<p>遊具の安全が心配。委託業者の技量審査、点検実施時の立会い、臨時に町の担当がパトロールを実施していますか。</p>	<p>委託業者の技量については、(社)日本公園建設協会が認定する公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士及び技術員を配置しています。</p> <p>次に、点検時の立会ですが、すべて立会を行っているわけではなく、必要に応じて立ち会っている町の担当のパトロールですが、不定期ではありますがパトロールをおこなっています。</p>																		
<p>生田委員</p>	<p>農業中心の町が県の1人当り公園面積5.5㎡にこだわる理由。</p>	<p>1人当たりの公園面積については、神奈川県広域緑地計画で、平成17年度(中間年次)の目標を7㎡/人としています。</p> <p>その中で、県が都市公園として整備すべき緑地の目標水準を1.5㎡/人としており、その残りの5.5㎡/人を市町の目標と決めました。</p> <p>県の広域緑地計画に示されている数字であるので、町の指標としてもこの数字を使用していきたいと思います。</p>																		
	<p>近隣の24年度公園面積実績は。</p>	<table border="0"> <tr> <td>茅ヶ崎市</td> <td>162箇所</td> <td>55.56ha(県等管理含)</td> </tr> <tr> <td>藤沢市</td> <td>296箇所</td> <td>222.13ha(県等管理含)</td> </tr> <tr> <td>鎌倉市</td> <td>242箇所</td> <td>99.77ha</td> </tr> <tr> <td>海老名市</td> <td>72箇所</td> <td>44.39ha</td> </tr> <tr> <td>大磯町</td> <td>50箇所</td> <td>30.83ha</td> </tr> <tr> <td>二宮町</td> <td>16箇所</td> <td>35.75ha</td> </tr> </table>	茅ヶ崎市	162箇所	55.56ha(県等管理含)	藤沢市	296箇所	222.13ha(県等管理含)	鎌倉市	242箇所	99.77ha	海老名市	72箇所	44.39ha	大磯町	50箇所	30.83ha	二宮町	16箇所	35.75ha
茅ヶ崎市	162箇所	55.56ha(県等管理含)																		
藤沢市	296箇所	222.13ha(県等管理含)																		
鎌倉市	242箇所	99.77ha																		
海老名市	72箇所	44.39ha																		
大磯町	50箇所	30.83ha																		
二宮町	16箇所	35.75ha																		
<p>吉田委員</p>	<p>あまり利用されていない小規模の公園が多数あるが、今後どうするのか。対策は考えているのか。</p>	<p>小規模の公園(街区公園)は、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的としていますが、今後も利用しやすい公園を目指し、適正な管理運営を行っていきます。</p>																		
	<p>平成25年度の使用料、賃借料がかなり減少しているがその理由。</p>	<p>川とのふれあい公園、旧目久尻川ゆるさと緑道、さむかわ中央公園の賃借代の見直しによる減額分です。</p>																		

## 平成25年度公園等整備事業・公園運営管理経費 ※支出金額が確定していないため、予算額を採用

公園等整備事業費					(単位:円)
概要	・矢島公園トイレ新設工事 ・寒川駅前公園防犯カメラ設置工事				
節名	細節名	名称	支出金額(予定)	小計	
工事請負費	公園整備工事	矢島公園トイレ新設工事	3,000,000	4,806,000	
		寒川駅前公園防犯カメラ設置工事	1,806,000		
合計				4,806,000	

公園等運営管理経費					
概要	・公園、緑地、緑道等の維持管理				
節名	細節名	名称	支出金額	小計①	小計②
需用費	消耗品費	抗菌材(11袋)	170,940	298,210	4,501,429
		炭カル入りHDポリ袋(14,000枚)	107,310		
		公園用地賃借契約用印紙代	12,000		
		ラミネートフィルムA3 外1件	7,960		
	燃料費	一之宮公園・川とのふれあい公園管理事務所暖房用灯油	30,000	30,000	
	光熱水費		公園電気料(ひかりが丘公園外39件)	2,299,899	
公園ガス代(一之宮公園ガス代)			14,231		
公園水道料(ひかりが丘外30箇所)			678,089		
修繕料	公園施設修繕料	1,181,000	1,181,000		
役務費	通信運搬費	一之宮公園電話料	32,707	32,707	183,269
	手数料	公園砂場検査手数料	63,000	85,600	
		さむかわ中央公園トイレ汚水槽汲み取り	12,600		
		不法投棄車両処分サイクル料	10,000		
保険料	建物災害共済基金分担金(一之宮公園外33件)	64,962	64,962		
委託料	管理委託料	一之宮公園管理清掃等業務委託	7,265,540	42,470,737	42,470,737
		街区公園等30箇所除草清掃等業務委託	5,786,250		
		緑道等5カ所除草清掃等業務委託	5,752,299		
		緑地等5カ所除草清掃等業務委託	929,635		
		さむかわ中央公園除草清掃等業務委託	4,392,774		
		川とのふれあい公園管理清掃等業務委託	2,053,744		
		さむかわ中央公園芝生管理委託	1,421,875		
		川とのふれあい公園芝生管理委託	1,072,267		
		寒川駅前公園清掃等業務委託	2,176,750		
		樹木剪定委託	1,606,500		
		公園遊具等安全点検業務委託	483,000		
		川ふれ公園他5カ所池等清掃委託	3,412,500		
		川ふれ公園他5カ所池等汚泥処分委託	1,041,810		
		一之宮公園管理事務所消防用設備点検委託	18,900		
		放置車両処分委託	3,000		
矢島公園汲み取り清掃委託	53,893				
危険樹木剪定等業務委託	5,000,000				
使用料及び賃借料	下水道使用料	公園等6カ所	250,445	250,445	23,788,612
	土地借り上げ料	川とのふれあい公園借地料	17,814,494	23,500,367	
		旧目久尻川ふるさと緑道借地料	631,773		
		さむかわ中央公園借地料	5,054,100		
その他借り上げ料	矢島公園簡易トイレ リース代	37,800	37,800		
原材料費	補修用材料	川砂(砂場補充用)	58,000	98,130	98,130
		ベンチ補修用単板 外9件	40,130		
合計					71,042,177

## H24公園整備工事契約(公園整備事業費)

単位:円

	当初予算額	執行同額 (設計金額)	契約金額	落札率	変更の 有無	支出済額	契約先	契約方法	備考
矢島公園内整備工事	2,226,000	2,226,000	2,184,000	98.11%	無	2,184,000	株式会社 勝栄工業	一般競争入札	
(仮称)寒川駅北口2号街区公園整備工事	15,000,000	14,941,500	12,930,750	86.54%	有	14,638,050	相模開発 株式会社	一般競争入札	※ 工事内容変更のため、 1,707,300円契約金 額を上乗せ →14,638,050円
合計						16,822,050			

※ 変更内容

- ・園路より傾斜部に立入が出来ないよう手すりの追加  
(L=31.5m追加)
- ・遺跡物形状物の設置工の追加



H24公園委託契約(公園運営管理経費 管理委託料)

工事(委託)件名	当初予算額	執行間額(設計金額)	契約金額	落札率	変更の有無	支出済額	契約先	契約方法	随意契約の理由(対象のみ)	備考(変更理由)
一之宮公園管理清掃等業務委託	7,428,572	7,428,572	7,428,572	100.00%	有	7,427,940	(社)寒川町シルバー人材センター	随意契約	高齢者の健康と生きがいのため、毎年本業務を受託し、的確に行っているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)	3/31 632円更正減(執行残のため)
街区公園等30ヶ所除草清掃等業務委託	5,837,882	5,837,882	5,837,882	100.00%	有	5,837,826	(社)寒川町シルバー人材センター	随意契約	高齢者の健康と生きがいのため、毎年本業務を受託し、的確に行っているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)	3/31 56円更正減(執行残のため)
緑道等5ヶ所除草清掃等業務委託	6,111,711	6,111,711	6,111,711	100.00%	有	6,111,171	(社)寒川町シルバー人材センター	随意契約	高齢者の健康と生きがいのため、毎年本業務を受託し、的確に行っているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)	3/31 600円更正減(執行残のため)
緑地等5ヶ所除草清掃等業務委託	929,635	929,635	929,635	100.00%	有	928,909	(社)寒川町シルバー人材センター	随意契約	高齢者の健康と生きがいのため、毎年本業務を受託し、的確に行っているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)	3/31 726円更正減(執行残のため)
さむかわ中央公園除草清掃等業務委託	4,684,166	4,684,166	4,684,166	100.00%	有	4,681,994	(社)寒川町シルバー人材センター	随意契約	高齢者の健康と生きがいのため、毎年本業務を受託し、的確に行っているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)	3/31 2,172円更正減(執行残のため)
川とのふれあい公園管理清掃等業務委託	2,045,392	2,045,392	2,045,392	100.00%	有	2,043,536	(社)寒川町シルバー人材センター	随意契約	高齢者の健康と生きがいのため、毎年本業務を受託し、的確に行っているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)	3/31 1856円更正減(執行残のため)
川とのふれあい公園芝生管理業務委託	994,767	994,767	994,767	100.00%	無	994,767	(社)寒川町シルバー人材センター	随意契約	高齢者の健康と生きがいのため、毎年本業務を受託し、的確に行っているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)	
さむかわ中央公園芝生管理委託	1,421,875	1,421,875	1,421,875	100.00%	無	1,421,875	(社)寒川町シルバー人材センター	随意契約	高齢者の健康と生きがいのため、毎年本業務を受託し、的確に行っているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)	
寒川駅前公園清掃等業務委託	3,084,000	3,084,000	3,084,000	100.00%	無	3,084,000	寒川町障害者事業所連絡会	随意契約	高齢者の健康と生きがいのため、毎年本業務を受託し、的確に行っているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)	
樹木剪定委託	1,522,500	1,522,500	1,371,000	90.05%	有	2,409,435	(株)ウスイ植物園	一般競争入札		剪定必要箇所増加のため 886,935円更正増
危険樹木剪定等業務委託	5,050,000	4,998,000	4,620,000	92.44%	無	4,620,000	(有)大久保造園土木	一般競争入札		
公園遊具等安全点検業務委託	577,500	483,000	249,375	51.63%	無	249,375	(有)トリームアーツデザイン	指名競争入札		
川とのふれあい公園他5箇所等清掃委託	3,297,000	3,181,500	2,478,000	77.89%	無	2,478,000	協和通商株式会社	一般競争入札		
川とのふれあい公園他5箇所池等汚泥処分委託	1,039,500	1,039,500	1,039,500	100.00%	有	1,067,220	(株)神奈川環境クリエイト	随意契約	町道踏踏で入札を経て決定されており、時価に対し、安価であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)	汚泥量増加のため 27,720円更正増
一之宮公園管理事務所消防用設備点検委託	19,950	19,950	18,900	94.74%	無	18,900	(有)神愛商事	見積もり合わせ		
矢鳥公園便所汲取清掃委託	53,893	53,893	53,865	99.95%	有	53,865	(有)寒川公衆衛生社	随意契約	町内で唯一、し尿収集運搬の許可を受けている業者のため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	
合計			43,428,813							

(随意契約)

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号) 第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号) 第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総

務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

## 外部評価における質問事項の回答

### 1. 平成24年度矢島公園内整備工事に関わる入札について

① 工 事 名	矢島公園内整備工事
② 入 札 方 式	一般競争入札
③ 設計金額 (税抜き)	2, 120, 000円
" (税込み)	2, 226, 000円
④ 落札価格 (税抜き)	2, 080, 000円
" (税込み)	2, 184, 000円
⑤ 一般競争入札参加業者	6社

### 2. 矢島公園内整備の概要

#### ① 整備概要

寒川町総合計画 さむかわ2020プランの前期基本計画及び第2次実施計画にて、公園整備事業として位置づけされています。

地域の一時避難場所を主目的とし、かつ、多目的な活用が出来る広場的な公園として整備を計画。

#### ② 当面の整備内容

近隣地への土砂の流入をを防ぐために、土留めを施し、併せて近隣地へボール等が、飛び出すことを防止するため、フェンスの設置と表面の整地を行いました。

#### ③ 利用想定

公園の利用対象者は、地域の子どものボール遊び、自治会等の活動拠点として、また、高齢者層の健康・体力維持のための運動の場として、または、不特定多数の憩い、潤いの場としての利用を想定しています。

#### ④ 具体的な考え方

##### I. 土工

地盤高については、現況（前面道路より60cm高）を基本とする。

##### II. 斜路（入口）

前面道路から公園内へは高低差があるため、前面道路からアクセスを図るため、斜路を設けエントランスとしての意味合いを持たせています。

##### III. フェンスの高さ

フェンスの高さについては、公園側からの転落防止と公園の利用想定を鑑み高さを2mと設定しました。

##### IV. 擁壁

擁壁については、計画地盤高に併せるため擁壁を設置しました。

### 3. 公園の遊具一覧と点検票について

別紙参照

寒川町都市公園等遊具等一覧表

H25.4.1現在

	公園名称	ブランコ 4連	ブランコ 2連	すべり台	ジャンケル ジム	鉄棒	シーソー	複合遊具 (木製)	複合遊具 (鉄製)	健康遊具	太鼓梯子	スプリング 遊具	ブランコ タイヤ	その他	遊具計	砂場	ベンチ	野外卓	遊具等計	備考
1	大村公園		1	1		1						1			4	1	1		6	ブランコ3連、1席除去のため2連扱い
2	さいど公園		1			1									2	1	10		13	
3	根岸公園					1	1								2	1	3		6	砂場判別不明
4	堂崎公園		1			1						2			4	1	10		15	ブランコ4連、2席除去のため2連扱い。スプリング2は揺動系遊具
5	あかね公園		1	1		1									3	1	3		7	
6	越の山公園	1		1		1									3	1	5		9	
7	外河原公園					1									1	1	2		4	
8	ひかりヶ丘公園		1												1		2		3	
9	天神下第1公園					1	1								2	1	9		12	
10	天神下第2公園														0		3		3	
11	城ノ下公園	1		1											2	1	5		8	
12	越公園			1											1	1	11		13	
13	中里公園		1					1							2	1	6	1	10	
14	信玄芝原公園														0		5		5	
15	中河原公園	1									1				2	1	3		6	
16	越第2公園		1	1	1	1									4	1	5		10	
17	菅田公園		1	1								1			3	1	5		9	
18	富山台畑公園		1				1					1			3	1	2		6	
19	東原公園		1			1	1								3	1	2		6	
20	堰場公園		1			1	1								3	1	4		8	
21	谷戸公園		1			1	1								3	1	2		6	
22	一之宮上河原公園		1				1								2	1	1		4	
23	上の山公園							1					1		2	1	2		5	
24	陣屋公園						1								1	1	2		4	
25	オリーブの丘公園		1	1		1						2			5	1	4		10	
26	与見公園		1			1	1								3	1	2		6	
27	矢島公園														0		2		2	
28	寒川駅前公園																11		11	
29	大塚公園																4		4	
30	大塚古墳公園																3		3	
31	富山緑地														0				0	
32	城ノ下緑地														0	1	4		5	
33	倉見逸入緑地													1	1		3		4	はん登棒
34	倉見観音堂緑地			1		1						2			4	1	2		7	
35	一之宮公園		1	1								2		1	5	1	33		39	スパイラルカウンターベンチのうち23はスツール
36	一之宮緑道														0		16		16	
37	倉見緑道														0	1	6		7	
38	旧目久原川ふるさと緑道														0		9		9	
39	川とのふれあい公園														0		38	3	41	
40	さむかわ中央公園				1			2	3			4	1	2	13	1	31	7	52	バスケット2
41	(仮称)倉見桜緑道								2						2	1	8		11	ベンチのうち1はサークルベンチ 砂場判別不明
	総計	3	16	10	2	15	9	2	2	5	1	15	2	4	86	29	279	11	405	